

第3回一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会 次第

日時：平成15年11月13日(木) 午後3時から

場所：尾西市商工会館 3階 研修大ホール

1 開会

2 会長あいさつ

3 議題

(1) 報告事項

報告第14号 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会事務局職員に関する協議書(写)
について (資料1)

報告第15号 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会専門部会規程の改正について
(資料2)

(2) 小委員会の会議状況報告 (資料3・4)

(3) 協議事項

協定項目関係

協議第9号 協定項目の変更について (資料5)

新市建設計画作成等小委員会関係

協議第10号 合併の方式について (資料6)

協議第11号 新市の事務所の位置について (資料7)

協議第12号 財産の取扱いについて (資料8)

総務文教小委員会関係

協議第13号 女性政策事業について (資料9)

協議第14号 広報広聴事業について (資料10)

厚生小委員会関係

協議第15号 介護保険事業の取扱いについて (資料11)

協議第16号 生活保護事業について (資料12)

経済環境小委員会関係

協議第17号 商工・観光関係事業について (資料13)

協議第18号 勤労者・消費者関連事業について (資料14)

(4) その他

- ・ 合併協議会シンポジウムの開催について
- ・ 次回協議会の開催予定及び当面の日程について

(資料 15)

4 閉会

平成15年10月1日付け人事異動に伴う一宮市・尾西市・
木曽川町合併協議会の事務局職員に関する協議書

一宮市、尾西市及び木曽川町（以下「構成市町」という。）は、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会規約（以下「規約」という。）第14条第2項に規定する内容については、次のとおりとする。

（事務局職員）

第1条 規約第14条第2項に規定する事務局の事務に従事する職員については、次のとおりとする。

所属市町	一宮市		尾西市		木曽川町	
職・氏名	事務局長 (兼任)	森 輝義	事務局次 長(兼任)	近藤重幸	事務局次 長(兼任)	木村武博
	事務局課 長	伊神正文	調整第1 班班長	鵜飼隆彰	調整第2 班班長	前里秀成
	事務局課 長補佐	坂田一亮	調整第2 班	榎戸孝次	総務班	石黒 忠
	総務班班 長	大宮恒紀				
	調整第1 班	杉浦浩樹				
	調整第1 班	村上 明				

（協議の発効）

第2条 この協議は、平成15年10月1日から発効する。

（協議の失効等）

第3条 この協議は、協議会が解散したときにその効力を失うものとする。

2 平成15年7月1日付けで行った規約第14条第2項に規定する内容に関する協議については、廃止する。

この協議の成立を証するために、本書3通を作成し、構成市町の長が署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成15年10月1日

一宮市長 谷 一 夫
(自 署)

尾西市長 丹 羽 厚 詞
(自 署)

木曾川町長 山 口 昭 雄
(自 署)

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会規約(以下「規約」という。)第13条第2項の規定に基づき、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会幹事会幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事項に関し、専門的に協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 1名

2 役員は、委員の互選により選出する。

(役員職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会の会議は、幹事長の要請により、又は部会長が必要に応じて招集し、随時開催するものとする。

2 部会長は、専門部会を主催し、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて構成市町の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第7条 専門部会に、必要に応じ、分科会を設置することができるものとする。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会の協議又は調整の経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、規約第14条第1項に定める協議会事務局及び部会長の属する市町の担当部門において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成15年7月2日から施行する。

付 則

この規程は、平成15年7月25日から施行する。

付 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

別表(第3条関係)

専門部会の名称及び委員

部 会 名	一宮市	尾西市	木曽川町
総務文教部会	企画部長 総務部長 消防長 議会事務局長 教育文化部長	企画部長(旧人事企画室長) 総務部長 消防長 議会事務局長 教育部長	総務部長 消防長 議会事務局長 教育次長
厚生部会	市民福祉部長 市民病院事務局長	市民福祉部長 市民病院事務局長	民生部長 病院事務局長
経済環境部会	経済部長 環境部長	産業環境部長	建設部長 民生部長
建設部会	建設部長 水道事業等管理者	建設部長 上下水道部長(追加)	建設部長 水道部長

小委員会の会議状況報告

(平成 15 年 10 月 1 日以降)

1 新市建設計画作成等小委員会

第 3 回委員会(平成 15 年 10 月 8 日開催：一宮地場産業ファッションデザインセンター第 1 会議室)

【協議事項等】

(1) 提案事項

- 協定項目 1 合併の方式について
- 協定項目 4 新市の事務所の位置について
- 協定項目 5 財産の取扱いについて
- 協定項目 6 地域審議会の取扱いについて

(2) 合併に係る基本的事項について

- 協定項目 25 新市建設計画に係る事項について

第 4 回委員会(平成 15 年 10 月 21 日開催：一宮スポーツ文化センター)

【協議事項等】

(1) 提案、協議事項

- 協定項目 1 合併の方式について・・・承認

(2) 協議事項

- 協定項目 4 新市の事務所の位置について・・・承認
- 協定項目 5 財産の取扱いについて・・・承認
- 協定項目 6 地域審議会の取扱いについて

(3) 合併に係る基本的事項について

- 協定項目 25 新市建設計画に係る事項について

2 総務文教小委員会

第 2 回委員会(平成 15 年 10 月 24 日開催：一宮スポーツ文化センター)

【協議事項等】

(1) 協議事項

- 協定項目 23 - 01 女性政策事業について・・・承認
- 協定項目 23 - 04 広報広聴事業について・・・承認

(2) 提案事項

- 協定項目 23 - 05 納税関係事業について
- 協定項目 23 - 06 消防防災関係事業について
- 協定項目 23 - 24 市(町)立学校の通学区域について
- 協定項目 23 - 26 文化振興事業について
- 協定項目 23 - 27 コミュニティ施策について
- 協定項目 23 - 29 その他事業について

(3) 合併協定項目について

- 協定項目 7 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

3 厚生小委員会

第2回委員会(平成15年10月20日開催：尾西市商工会館 研修大ホール)

【協議事項等】

(1) 協議事項

協定項目 21 介護保険事業の取扱い・・・承認

協定項目 23 - 14 生活保護事業について

協定項目の変更について・・・承認

(2) 提案事項

協定項目 23 - 09 保健衛生事業について

協定項目 23 - 11 高齢者福祉事業(その1)について

協定項目 23 - 16 健康づくり事業について

第3回委員会(平成15年10月30日開催：尾西市役所 大会議室)

【協議事項等】

(1) 協議事項

協定項目 23 - 14 生活保護事業について・・・承認

(2) 提案事項

協定項目 23 - 11 高齢者福祉事業(その2)について

協定項目 23 - 12 児童福祉事業について

協定項目 23 - 13 保育事業について

4 経済環境小委員会

第2回委員会(平成15年10月17日開催：木曾川町役場 大委員会室)

【協議事項等】

(1) 協議事項

協定項目 23 - 20 商工・観光関係事業について・・・承認

協定項目 23 - 21 勤労者・消費者関係事業について・・・承認

協定項目の変更について・・・承認

(2) 提案事項

協定項目 23 - 18 環境対策事業について

協定項目 23 - 19 農林水産関係事業について

5 建設小委員会

第2回委員会(平成15年10月15日開催：木曾川町役場大委員会室)

【協議事項等】

(1) 提案事項

協定項目 23 - 22 建設関係事業について

協定項目 23 - 23 上・下水道事業(その1)について

合併協定項目一覧

資料 4

(平成15年11月12日現在)

合併協定項目		該当小委員会				協議状況
1	合併の方式	新市				小委員会で確認
2	合併の期日	新市				小委員会で協議中
3	新市の名称	新市				小委員会で協議中
4	新市の事務所の位置	新市				小委員会で確認
5	財産の取扱い	新市				小委員会で確認
6	地域審議会の取扱い	新市				小委員会で協議中
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い		総務			
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い			経済		
9	地方税の取扱い		総務			
10	一般職の職員の身分の取扱い		総務			
11	特別職の身分の取扱い		総務			
12	条例、規則等の取扱い		総務			
13	事務組織及び機構の取扱い		総務			
14	一部事務組合等の取扱い		総務	経済	建設	
15	使用料、手数料等の取扱い		総務	厚生	経済	建設
16	公共的団体等の取扱い		総務	厚生	経済	建設
17	補助金、交付金等の取扱い		総務	厚生	経済	建設
18	町名・字名の取扱い		総務			
19	慣行の取扱い		総務			
20	国民健康保険事業の取扱い			厚生		
21	介護保険事業の取扱い			厚生		小委員会で確認
22	消防団の取扱い		総務			
23	各種事務事業の取扱い					
- 01	女性政策事業		総務			小委員会で確認
- 02	姉妹都市、国際交流事業		総務			
- 03	電算システム事業		総務			
- 04	広報広聴関係事業		総務			小委員会で確認
- 05	納税関係事業		総務			小委員会で協議中
- 06	消防防災関係事業		総務			小委員会で協議中
- 07	交通関係事業		総務			
- 08	窓口業務		総務	厚生	経済	建設
- 09	保健衛生事業			厚生		小委員会で協議中
- 10	障害者福祉事業			厚生		
- 11	高齢者福祉事業			厚生		小委員会で協議中
- 12	児童福祉事業			厚生		小委員会で協議中
- 13	保育事業			厚生		小委員会で協議中
- 14	生活保護事業			厚生		小委員会で確認
- 15	その他の福祉事業			厚生		
- 16	健康づくり事業			厚生		小委員会で協議中
- 17	ごみ収集運搬業務事業				経済	
- 18	環境対策事業				経済	小委員会で協議中
- 19	農林水産関係事業				経済	小委員会で協議中
- 20	商工・観光関係事業				経済	小委員会で確認
- 21	勤労者・消費者関連事業				経済	小委員会で確認
- 22	建設関係事業					建設
- 23	上・下水道事業					建設
- 24	市(町)立学校の通学区域		総務			小委員会で協議中
- 25	学校教育事業		総務			
- 26	文化振興事業		総務			小委員会で協議中
- 27	コミュニティ施策		総務			小委員会で協議中
- 28	社会教育事業		総務			
- 29	その他事業		総務	厚生	経済	建設
24	その他		総務	厚生	経済	建設
25	新市建設計画に係る事項	新市				

< 協議状況について >

小委員会で協議中	小委員会で提案され協議中になっているもの
小委員会で確認	小委員会で確認され協議会へ提案することになっているもの
協議会で協議中	協議会で提案され協議中になっているもの
協議会で確認	協議会で確認されたもの

一宮市・尾西市・木曾川町合併協定項目の変更について

一宮市・尾西市・木曾川町合併協定項目を次のとおり変更する。

- (1) 各種事務事業の取扱い 23 - 17 ごみ収集運搬事業を、23 - 18 環境対策事業に統合する。
- (2) 各種事務事業の取扱いに病院事業を追加する。協定項目番号は健康づくり事業の後 23 - 17 とする。

理由：(1) 事務事業のすり合わせの際に、ごみ収集運搬事業と環境対策事業を切り離して協議は行わず、一体のものとして協議してきたため、協議会においてもそれぞれ別々で協議するのではなく、ひとつの協定項目として協議をするもの。

- (2) 当初本協議会で参考とした、総務省マニュアルの合併協定項目の協議の例示には病院事業の協定項目がないため本協議会の協定項目にも病院事業の項目を設けずに作成したが、2市1町では、それぞれの市町に直営の病院があるため、病院事業として個別に協議するもの。

協 議 状 況	
提 案	平成15年11月13日
協 議	平成15年11月13日
確 認	平成 年 月 日

合併協定項目一覧(変更後)

	合併協定項目	該当小委員会				
		新市				
1	合併の方式	新市				
2	合併の期日	新市				
3	新市の名称	新市				
4	新市の事務所の位置	新市				
5	財産の取扱い	新市				
6	地域審議会の取扱い	新市				
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い		総務			
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い				経済	
9	地方税の取扱い		総務			
10	一般職の職員の身分の取扱い		総務			
11	特別職の身分の取扱い		総務			
12	条例、規則等の取扱い		総務			
13	事務組織及び機構の取扱い		総務			
14	一部事務組合等の取扱い		総務		経済	建設
15	使用料、手数料等の取扱い		総務	厚生	経済	建設
16	公共的団体等の取扱い		総務	厚生	経済	建設
17	補助金、交付金等の取扱い		総務	厚生	経済	建設
18	町名・字名の取扱い		総務			
19	慣行の取扱い		総務			
20	国民健康保険事業の取扱い			厚生		
21	介護保険事業の取扱い			厚生		
22	消防団の取扱い		総務			
23	各種事務事業の取扱い					
- 01	女性政策事業		総務			
- 02	姉妹都市、国際交流事業		総務			
- 03	電算システム事業		総務			
- 04	広報広聴関係事業		総務			
- 05	納税関係事業		総務			
- 06	消防防災関係事業		総務			
- 07	交通関係事業		総務			
- 08	窓口業務		総務	厚生	経済	建設
- 09	保健衛生事業			厚生		
- 10	障害者福祉事業			厚生		
- 11	高齢者福祉事業			厚生		
- 12	児童福祉事業			厚生		
- 13	保育事業			厚生		
- 14	生活保護事業			厚生		
- 15	その他の福祉事業			厚生		
- 16	健康づくり事業			厚生		
- 17	病院事業			厚生		
- 18	環境対策事業				経済	
- 19	農林水産関係事業				経済	
- 20	商工・観光関係事業				経済	
- 21	勤労者・消費者関連事業				経済	
- 22	建設関係事業					建設
- 23	上・下水道事業					建設
- 24	市(町)立学校の通学区域		総務			
- 25	学校教育事業		総務			
- 26	文化振興事業		総務			
- 27	コミュニティ施策		総務			
- 28	社会教育事業		総務			
- 29	その他事業		総務	厚生	経済	建設
24	その他		総務	厚生	経済	建設
25	新市建設計画に係る事項	新市				

合併の方式について（協定項目第1号）

合併の方式に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	合併の方式
調整方針	<p>一宮市、尾西市及び木曽川町の合併は、「対等の精神」の理念のもと、各市町の歴史・伝統・文化やまちづくりの歩みを互いに尊重し、新たなまちづくりを進め、一体的な発展と住民福祉の向上を目指す「対等合併・編入方式」とする。</p> <p>法制度上は、尾西市及び木曽川町を廃し、その区域を一宮市に編入するものとする。</p>

（注）ここでいう一宮市とは、現在の一宮市をいうものである。

協議状況	
提案	平成15年11月13日
協議	平成15年11月13日
確認	平成 年 月 日

(参考資料：編入合併において対等を謳った「合併の方式」に関する調整方針の先進事例)

協議会名	調整方針
岐阜広域	<p>合併の方式は、羽島市、柳津町、笠松町及び北方町を廃し、その区域を岐阜市に編入する編入合併とする。ただし、各市町のまちづくりの歩みを尊重し、その文化や伝統を守り、地域の個性を担保する、限りなく新設に近い合併となるよう配慮するものとする。</p>
八戸地域	<p>三戸郡階上町、福地村、南郷村、名川町、南部町、田子町及び新郷村を廃し、その区域を八戸市に編入する編入合併とする。ただし、8市町村が対等な立場で合併効果を楽しむものとする。</p>
取手市・藤代町	<p>合併の方式 「対等合併・編入方式とする」 (合併の理念について) 取手市及び藤代町の合併は、対等合併・編入方式とする。「対等合併・編入方式」の概念は、法形式的には藤代町を取手市に編入する方式をとりつつ、実質的な協議は対等で行う方法をいう。 合併の協議においては、互惠互譲の精神に立って双方が全て対等に行うものとする。 合併後の新市においては、旧市町の住民の平等な立場を尊重し、積極的な融和を図る施策を展開するものとする。</p>

(参考資料)

合併の方式について(協定項目1)

1 合併方式の定義

新設合併	編入合併
2以上の市町村の区域の全部もしくは、一部をもって市町村を置くことで、市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部もしくは一部を他の市町村に編入することで、市町村の数の減少を伴うもの。

2 合併方式が影響を及ぼす協定項目等

項目	新設合併	編入合併
新市の法人格	合併関係市町村(合併前の市町村)の法人格はすべて同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。	編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。
新市の名称	新たに制定する。	通常は、編入する市町村の名称とすることが多いが、新たに制定することもできる。
新市の事務所の位置	新たに制定する。	通常は、編入する市町村の事務所の位置となるが、編入する市町村の事務所の位置を変更することにより、新たに市町村の事務所の位置を決めることもできる。
現首長の身分	合併関係市町村すべての法人格が消滅することに伴い、すべての首長がその身分を失う。新首長は、新しい市町村による選挙で選任される。	編入する市町村の首長の身分に変更はなく、編入される市町村の首長はすべてその身分を失う。
議会議員の身分	原則 消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。合併市町村の法定数による設置選挙を行う。	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。
	特例 次のいずれかによることができる。 設置選挙において、新設合併の特例定数(法定数の2倍まで)とする。 合併関係市町村の議会の議員で、合併市町村の議会の議員での被選挙権を有することとなる者は最長2年間在任する。	次のいずれかによることができる。 増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とする。(増加分は編入された区域に配分) 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採ることができる。
農業委員の身分	原則 消滅する合併関係市町村の委員(選挙による委員、選任による委員)はすべて失職する。	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員はすべて失職する。
	特例 合併関係市町村の委員(選挙)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは10~80人の範囲で、1年以内の間在任できる。	編入される(消滅する)市町村の委員(選挙)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間在任できる。

その他特別職の身分	市町村の法人格の消滅によりその身分を失う。行政委員会の委員のうち下記については、新首長の就任を待たず、正規の手続きによる委員が選任されるまでの間の委員を定める特別選任手続が定められている。 ・ 教育委員会 ・ 選挙管理委員会 ・ 固定資産評価審査委員会	編入する市町村の職員は身分に変更はなく、編入される市町村の特別職の職員はすべてその身分を失う。
一般職の身分	市町村の法人格の消滅によりその身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により、新しい市町村に身分が引き継がれる。	編入される市町村の職員は身分を失うことになるが、合併特例法の規定により編入する市町村に身分が引き継がれる。
条例・規則等	消滅する合併関係市町村の条例・規則等は全て失効する。(新たに制定する)	編入する市町村の条例・規則等を適用する。(合併に伴い必要な改正を行う)

3 合併の方式の違いによる事務事業への影響

区分	新設合併	編入合併
設置、増員選挙の有無 (長、議会議員、農業委員会委員)	長、議会議員(在任特例を適用しない場合)の設置選挙が必要 農業委員会委員の設置選挙 (1つの委員会を設置する農委法の原則の場合)	議会議員(在任特例を適用しない場合)の増員選挙が必要 選挙なし
条例・規則等の制定	新たな法人格が設置されることから、約1,100の条例・規則等を新たに制定する必要がある。(全面的な新設)	事務事業の一元化等の協議結果に基づき、条例・規則等の改正を行う。 (一部改正等)
審議会・協議会等の委員	全ての審議会・協議会等の委員が全員失職するので、新たに選定し委嘱する必要がある。(全員新選定)	編入される団体の委員は全員失職することから、協議結果に基づき、編入される区域からの委員の増員等を行う必要がある。(増員分選定)
契約の変更	法人格の廃止、新設に伴い別法人となるため、継続すべき全ての契約を変更する必要がある。 (全契約の変更)	編入される団体の契約のうち、協議結果に基づき継続が必要となるものについて変更する必要がある。 (一部契約の変更)
登記の変更	法人格の廃止、新設に伴い別法人となるため、不動産等の全ての登記を変更する必要がある。 (全登記の変更)	編入される団体の不動産等の登記のうち、協議結果に基づき承継されるものについて変更する必要がある。 (一部登記の変更)
「合併の方式」と「合併協議の進め方」との関係	3市町が全協議項目について「対等の精神」に基づき、望ましい新市のあり方を協議する。	

新市の事務所の位置について（協定項目第4号）

新市の事務所の位置に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	新市の事務所の位置
調整方針	<p>新市の事務所の位置は、現在の一宮市役所の位置（一宮市本町2丁目5番6号）とする。</p> <p>現在の一宮市役所を一宮庁舎、尾西市役所を尾西庁舎、木曽川町役場を木曽川庁舎と呼称する。</p>

協議状況	
提案	平成15年11月13日
協議	平成15年11月13日
確認	平成 年 月 日

(参考資料：分庁方式の場合の「新市の事務所の位置」に関する調整方針の先進事例)

新市名	調整方針
千曲市	<p>新市の事務所の位置は、現在の更埴市役所の位置とする。</p> <p>現在の更埴市役所を更埴庁舎、戸倉町役場を戸倉庁舎、上山田町役場を上山田庁舎と呼称する。</p> <p>新庁舎を建設する場合には、新市において検討する。</p>
瑞穂市	<p>新市の事務所の位置は、本巣郡穂積町大字別府 1288 番地とする。</p> <p>現在の穂積町役場を穂積庁舎、現在の巣南町役場を巣南庁舎とする。</p>
東かがわ市	<p>新市の事務所の位置は、合併当初は白鳥町湊字水入 1 8 4 7 番地 1 とする。</p> <p>ただし、新庁舎の位置は、建設するとした場合、白鳥町湊又は白鳥地内とする。</p>
西東京市	<p>新市の事務所の位置は、田無市南町 5 丁目 6 番 1 3 号とする。</p> <p>現在の田無市役所を田無庁舎、現在の保谷市役所を保谷庁舎と呼称する。</p>

(参考資料)

新市の事務所の位置について(協定項目4)

1 事務所の設置方式(案)

現一宮市役所を本庁舎とする、分庁方式とする。

【事務所の設置方式の比較】

項目	本庁方式	分庁方式	支所方式
概要	合併市町の組織を一つの庁舎(本庁)に集約し、本庁以外の従来の庁舎は、出張所とする。	合併関係市町の庁舎に行政機能を持たせて振り分け利用する。	管理部門や事務局部門を除き、従来の合併関係市町の庁舎における行政機能をそのまま残す。
メリット	事務の効率化が図られ、新市誕生の印象は強い。	既存施設の利用のため、建設費は改装費程度で済む。	住民や職員にとって最も現状に近く、サービスが容易に提供できる。
デメリット	新庁舎を建設するとなると莫大な費用がかかる。	各業務を分散させた場合の住民に対する周知が必要であり、管理上は非効率的である。	人件費等の削減が期待できにくく、合併による事務効率化が生かされない。新市の一体感に欠ける。

(1) 分庁方式とする理由

本庁方式の問題点

ア 収容能力

現在の2市1町の本庁職員をすべて収容することができる庁舎はなく、既存の庁舎を活用する本庁方式は不可能である。

【各市町庁舎収容能力】

	収容人員	特記事項
一宮市本庁舎・分庁舎	727人	建替えの必要性有り(老朽化、耐震性の問題)
尾西市現庁舎・新庁舎	266人	新庁舎建設中
木曽川町庁舎	96人	
計	1,089人	

1: 現在、既に飽和に近い状態であることを勘案し、H15.4.1現在の本庁舎・分庁舎内勤務職員数を収容人員と仮定。

2: 尾西市については新庁舎建設中のため

「H15.4.1現在の本庁舎内勤務職員数人数(185人) + 新庁舎移転予定人員(81人)」

3: 特別職、嘱託職員、臨時職員は除く。

イ 庁舎建設費用

アの点から既存施設では収容能力がなく、新たな用地確保を伴う新庁舎を建設する必要があり、莫大な費用がかかる（概算200億円）。

支所方式の問題点

ア 人件費削減効果

合併の効果として、管理部門や事務局部門等限られた部門にしか期待できない。

イ 事務の効率性

各市町に行政機能をそのまま残すため、事務の効率化の面でも、効果はほとんど期待できない。

以上の点から、分庁方式が最も現実的である。ただし、次の点の課題について対応策を検討する必要がある。

住民への周知徹底

意思決定の円滑化、部局の横断的な連絡調整

(2) 現一宮市役所を本庁舎とする理由

住民の利便性確保、円滑な行政運営のためには、交通条件、地理的条件、庁舎の規模、国・県等、他の官公署との連絡調整等を考慮し、現一宮市役所を本庁舎とする。

(3) 分庁方式を採用した場合の部署配置

【基本的な考え方】

本庁とする一宮庁舎には、議会及び総務・企画等管理部門を中心に配置する
事業部門を機能分担し、庁舎の収容能力に応じて尾西、木曽川庁舎に配置する
以上の基本的な考え方のもと、協定項目第13号「事務組織及び機構の取扱い」において検討し、決定する。なお、具体例として次の2例等が考えられる。

(具体例1)

現庁舎	呼称	配置部署	想定職員数
一宮市役所	一宮庁舎 (本庁舎)	総務・企画・議会・財政・管財・電算・人事・選挙・監査・会計・税務・住民(統括部門)・福祉(統括部門)・国保(統括部門)・商工観光・農水産・上水道・下水道・窓口部門	730~780名
尾西市役所	尾西庁舎	建設・都市計画・住宅・窓口部門	240~270名
木曽川町役場	木曽川 庁舎	教育・窓口部門	80~100名

(具体例 2)

現庁舎	呼称	配置部署	想定職員数
一宮市役所	一宮庁舎 (本庁舎)	総務・企画・議会・財政・管財・電算・人事・選挙・監査・会計・税務・住民(統括部門)・福祉(統括部門)・国保(統括部門)・教育・上水道・下水道・窓口部門	730～780名
尾西市役所	尾西庁舎	建設・都市計画・住宅・窓口部門	240～270名
木曾川町役場	木曾川 庁舎	商工観光・農水産・窓口部門	80～100名

【現一宮市の組織・機構から見た2市1町の職員数】

部名	事業分野	職員数	部名	事業分野	職員数
企画部 総務部	総務・企画・財政・管財・ 電算・人事・選挙・税務	294人	教育 文化部	教育	65人
議会 事務局	議会	21人	経済部	商工観光・農水産	64人
監査 事務局	監査	10人	建設部	建設・都市計画・住宅	241人
会計課	会計	28人	水道部 下水道部	上水道・下水道	59人
市民 福祉部	住民・福祉・国保	209人	環境部	環境	17人
計					1,008人

1：人員は、H15.4.1現在の本庁舎・分庁舎内勤務職員数

2：特別職、嘱託職員、臨時職員は除く。

(参考：先進事例)

西東京市(田無市・保谷市合併協議会) の例

	主な事業分野
田無庁舎 (本庁舎)	総務・企画・議会・財政・管財・電算・人事・監査・会計・農林水産・商工観光・ 税務(統括部門)・住民(統括部門)・国保(統括部門)・窓口部門
保谷庁舎	建設・上水道・下水道・都市計画・住宅・環境衛生・教育・窓口部門

この他に、保谷保健福祉総合センターに健康・福祉(統括部門)・防災部門を、
保谷東分庁舎に選挙部門を置いている。

東かがわ市(引田町・白鳥町・大内町合併協議会) の例

	主な事業分野
白鳥庁舎 (本庁舎)	総務・企画・議会・財政・管財・電算・人事・選挙・監査・会計・税務(統括部 門)・窓口部門
引田庁舎	建設・上水道・下水道・都市計画・住宅・環境・農林水産・商工観光・窓口部門
大内庁舎	福祉(統括部門)・住民(統括部門)・国保(統括部門)・健康・教育・窓口部 門

2 窓口部門等の業務内容（案）（分庁機能以外の機能）

【基本的な考え方】

市町村合併（行政改革）効果を最大限に発揮させつつ、住民サービスの低下を招かないことを基本とする

情報ネットワークを活用し、より一層の窓口機能の強化を図る。

尾西・木曽川庁舎には、地域審議会運営に必要な機能を配置する。

以上を踏まえ、次の案とする。

【窓口事務】 + 【地域審議会関連事務】とする。

（１）窓口事務

現一宮市には、10の出張所があり、住民が市役所まで出向かなくても済むよう、市民・福祉・保健に加え市税の各種届・申告書等の受付・証明などの事務を処理している。

地域バランス上、現尾西市役所、現木曽川町役場においても、これら住民に密接した事務を執り行う必要があり、その範囲は一宮市出張所の事務内容を基本とする。

（参考資料：一宮市出張所分掌事務・尾西市南部公民館での業務）

【一宮市出張所処務規則抜粋】

（分掌事務）

第3条 出張所において取り扱う事務は、次に掲げるとおりとする。

- 1) 出張所施設の管理に関すること。
- 2) 公印の管守に関すること。
- 3) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑に関する各種届、申請書等の受付及び証明に関すること。
- 4) 国民健康保険に関する各種届、申請書等の受付並びに保険証の交付及び加除に関すること。
- 5) 国民年金に関する各種届、申請書等の受付及び年金手帳の加除に関すること。
- 6) 埋火葬の許可並びに霊きゅう車及び斎場使用の許可に関すること。
- 7) 母子健康手帳の交付に関すること。
- 8) 市税の各種届、申告書等の受付及び証明に関すること。
- 9) 生活保護家庭関係者の医療券に関すること。
- 10) 介護保険に関する各種届、申請書等の受付に関すること。
- 11) 広報及び各種文書の配付に関すること。
- 12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

【尾西市南部公民館での業務】

・戸籍、住民基本台帳、印鑑登録の証明等の取扱い

(参考資料：愛知県下各市出張所事務)

【豊明市出張所処務規則抜粋】

(所掌事務)

第2条 出張所の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- 1) 住民票の写し及び住民票の記載事項証明書の交付に関する事。
- 2) 印鑑登録証明書の交付に関する事。
- 3) 戸籍の記録事項証明書の交付に関する事。
- 4) 戸籍の附票の写しの交付に関する事。

【蒲郡市出張所処務規則抜粋】

(分掌事務)

第4条 出張所の事務分掌は、次のとおりとする。

- 1) 戸籍に関する事。
- 2) 住民基本台帳に関する事。
- 3) 印鑑登録に関する事。
- 4) 埋火葬許可証の作成及び交付に関する事。
- 5) 霊柩自動車利用許可申請書の受付及び手配に関する事。
- 6) 国民健康保険被保険者証等の発行及び訂正に関する事。
- 7) 国民健康保険の出産育児一時金及び葬祭費申請の受付に関する事。

(2) 地域審議会事務

今回の市町村合併にともない設置を検討する「地域審議会」は、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併関係市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる機関である。

当該区域の実情を熟知した地域において、その事務を執り行う必要があり、尾西、木曾川庁舎に窓口機能に加え、地域審議会に関連する機能を持たせる必要がある。

財産の取扱いについて（協定項目第5号）

財産の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	財産の取扱い
調整方針	尾西市及び木曾川町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて一宮市に引き継ぐものとする。

（注）ここでいう一宮市とは、現在の一宮市をいうものである。

協議状況	
提案	平成15年11月13日
協議	平成15年11月13日
確認	平成 年 月 日

(参考資料：編入合併の場合の「財産の取扱い」に関する調整方針の先進事例)

市町村名	調 整 方 針
田原市	赤羽根町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて田原町に引き継ぐものとする。ただし、基金については、類似のものを田原町の基金に統合し、減債基金は合併時に廃止するものとする。
新発田市	豊浦町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて合併後の新発田市（以下「新市」という。）に引き継ぐ。 なお、本田財産区の財産は、本田財産区財産として新市に引き継ぎ、また、大字本田の財産管理は従来慣行によるものとする。
野田市	関宿町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて野田市に引き継ぐものとする。
新居浜市	別子山村の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて新居浜市に引き継ぐものとする。
呉市	下蒲刈町の財産及び公の施設は、すべて呉市に引き継ぐものとする。
廿日市市	佐伯町及び吉和村の所有する財産は、すべて廿日市市に引き継ぐものとする。

(参考資料)

財産の取扱いについて(協定項目5)

2市1町の財産、債務の状況は、次のとおりである。

項目(総括)		一宮市		尾西市		木曾川町		備考
		土地	建物	土地	建物	土地	建物	
主な財産	行政財産	2,774,048.05 m ²	664,586.56 m ²	549,329.27 m ²	188,866.53 m ²	206,289.82 m ²	72,208.50 m ²	(参考法令) ・市町村の廃置分合をする場合において財産の処分を必要とするときは、「関係市町村が協議してこれを定める。」(地方自治法第7条第4項)とされている。 ・「財産とは公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」(地方自治法第237条第1項)と されており、「公有財産」とは、不動産、有価証券、出資による権利等とされている。 (同法第238条) ・「公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。」(地方自治法第238条第3項) とされており、「行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は 供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をい う。」(同条第4項)とされている。 ・「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産で次の各号に掲げるもの以外の もの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産(政令で定める動産を除く)を いう。(地方自治法第239条第1項とされており、「債権」とは、金銭の給付を目的とする 普通地方公共団体の権利をいう。(同法第240条)とされている。 ・普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持
	普通財産	134,788.68 m ²	47,385.39 m ²	27,481.54 m ²	1,881.39 m ²	26,293.11 m ²	900.37 m ²	
	出資による権利及び債権	970,126 千円		41,095 千円		266,766 千円		
	物品	554 件 (100万円以上)		314 件 (100万円以上)		110 件 (100万円以上)		
	基金	8,232,797 千円		3,667,237 千円		3,335,079 千円		
債務	地方債等	(普通会計) 57,052,944 千円		(普通会計) 14,316,542 千円		(普通会計) 3,335,935 千円		・普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、 地方債を起すことができる。(地方自治法第230条) ・歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを 除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担 行為として定めておかなければならない。(地方自治法第214条)
	債務負担行為に基く 平成15年度以降の支出予定額	5,748,541 千円		2,217,619 千円		678,657 千円		

平成15年3月31日現在

項目(総括)		一宮市				尾西市				木曽川町				備考
		土地(m ²)	建物(m ²)			土地(m ²)	建物(m ²)			土地(m ²)	建物(m ²)			
			木造	非木造	計		木造	非木造	計		木造	非木造	計	
行政財産	本庁舎	10,120.24	481.94	14,699.11	15,181.05	15,590.42	175.00	5,590.83	5,765.83	12,204.10	0.00	4,056.14	4,056.14	
	その他の行政機関													
	出張所・消防施設	43,784.72	486.48	16,106.88	16,593.36	7,483.75	205.23	2,925.18	3,130.41	6,016.01	0.00	1,873.74	1,873.74	
	その他の施設	94,091.92	948.88	40,042.98	40,991.86	40,952.39	295.41	11,516.80	11,812.21	0.00	0.00	0.00	0.00	
	公共用財産													
	学校	902,969.38	278.27	337,385.15	337,663.42	201,738.36	437.39	89,405.49	89,842.88	85,347.97	125.00	34,549.44	34,674.44	
	保育園	79,373.66	346.65	34,365.67	34,712.32	29,595.87	0.00	11,125.40	11,125.40	26,145.47	7,834.58	569.57	8,404.15	
	住宅	195,080.99	504.87	111,497.85	112,002.72	73,849.80	2,446.60	36,264.33	38,710.93	9,352.71	1,793.23	1,097.94	2,891.17	
	公園	1,170,033.02	244.29	3,076.30	3,320.59	94,367.20	290.73	473.14	763.87	0.00	0.00	0.00	0.00	
	児童遊園	36,601.05	0.00	15.08	15.08	12,269.33	0.00	0.00	0.00	14,625.41	0.00	62.42	62.42	
その他の施設	241,993.07	695.21	103,410.95	104,106.16	73,482.15	687.93	27,027.07	27,715.00	52,598.15	1,850.48	18,395.96	20,246.44		
小計	2,774,048.05	3,986.59	660,599.97	664,586.56	549,329.27	4,538.29	184,328.24	188,866.53	206,289.82	11,603.29	60,605.21	72,208.50		
普通財産	公共用予定財産	5,949.32	195.63	341.49	537.12	1,357.28	0.00	0.00	0.00	5,275.67	0.00	0.00	0.00	
	貸与財産	51,566.00	28.23	3,090.83	3,119.06	23,032.25	501.94	1,379.45	1,881.39	0.00	0.00	900.37	900.37	
	雑種財産	701.52	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,447.46	0.00	0.00	0.00	
	その他財産	76,571.84	510.10	43,219.11	43,729.21	3,092.01	0.00	0.00	0.00	19,569.98	0.00	0.00	0.00	財造保有地 192.84㎡を含む(尾西)
	小計	134,788.68	733.96	46,651.43	47,385.39	27,481.54	501.94	1,379.45	1,881.39	26,293.11	0.00	900.37	900.37	
合計	2,908,836.73	4,720.55	707,251.40	711,971.95	576,810.81	5,040.23	185,707.69	190,747.92	232,582.93	11603.29	61505.58	73108.87		

平成15年3月31日現在

項 目 (有価証券及び出資による権利)	一宮市 (千円)	尾西市 (千円)	木曾川町 (千円)	備考
愛知県信用保証協会出捐金	18,940	4,930		
財団法人愛知県勤労者信用基金協会出捐金	8,590	1,740	780	
財団法人愛知県建築安全協会出捐金	1,000			
財団法人太平洋戦全国空爆犠牲者慰霊協会出捐金	400			
財団法人地域活性化センター出捐金	350	350	210	
財団法人愛知県国際交流協会出捐金	560	200	180	
財団法人愛知県体育協会出捐金	120	80		
財団法人リバーフロント整備センター出捐金	2,000			
株式会社アイ・シー・シー出資金	12,000	3,300	1,000	
財団法人暴力追放愛知県民会議出捐金	6,640	1,020	500	
財団法人魚アラ処理公社出捐金	5,370	1,240	630	
社団法人愛知県農林公社出資金	50	50	50	
職員互助会住宅資金貸付 出資金	15,000			
学 校 給 食 会 出 資 金	10,000			
土 地 開 発 公 社 出 資 金	10,000	10,000	3,000	
市 (町) 民 会 館 管 理 公 社 出 資 金	10,000			
ス ポ ー ツ 文 化 セ ン タ ー 出 資 金	10,000			
総 合 卸 売 市 場 株 式 会 社 出 資 金	284,000			
地 域 職 業 訓 練 セ ン タ ー 管 理 公 社 出 資 金	4,000			
地 域 文 化 広 場 管 理 公 社 出 資 金	10,000			
財団法人一宮地場産業ファッションデザインセンター出捐金	4,800	7,700	700	
ス ポ ー ツ 施 設 管 理 公 社 出 資 金	30,000			
財団法人一宮市ききょう会館管理公社出資金	10,000			
社会福祉法人一宮市社会福祉事業団出資金	5,000			
財団法人愛知水と緑の公社出捐金		485	255	
尾西市国際交流協会出捐金		10,000		
計	458,820	41,095	7,305	

平成15年3月31日現在

項 目 (債 権)	一宮市 (千円)	尾西市 (千円)	木曾川町 (千円)	備考
一宮市生活資金貸付金債権	21,000			
福祉金庫資金貸付金債権	4,000			
一宮地方総合卸売市場貸付金債権	402,550			
地域総合整備資金貸付金債権	80,162			
一宮市災害援護資金貸付金債権	1,500			
一宮市災害特別援護資金貸付金債権	1,134			
一宮市国民健康保険出産資金貸付金債権	960			
市町村民税特別徴収分			114,461	
町立木曾川病院貸付金債権			145,000	
計	511,306	0	259,461	

平成15年3月31日現在

項 目 (基 金)		一宮市 (千円)	尾西市 (千円)	木曾川町 (千円)	備考
土地開発基金	預金	20,677	203,714	216,138	貸付金は土地開発公社への貸付(一宮)
	貸付金	2,929,207		326,964	
	土地		447,652(9,287.43m ²)		
	小計	2,949,884	651,366	543,102	
市勢振興基金	預金	61,540			有価証券は額面額で表示(一宮)
	有価証券	28,740			
	小計	90,280			
奨学基金	預金	10,009			
	土地	791.32m ²			
財政調整基金		1,994	391,979	853,994	
鉄道高架事業基金		331,222			
総合体育館等体育施設建設基金		2,310,135			
減債基金		15,013	0	41,288	
高齢者保健福祉基金		95,334			
国際交流基金		196,363			
大規模事業推進基金		959,941			
競輪事業基金		363,187			
国民健康保険財政調整基金		405,217		120,000	
介護給付費準備基金		504,218	94,135	31,230	
小川視覚障害者福祉基金			7,760		
木全育英基金			34,718		
市民交通災害共済事業基金			11,014		15年度末に廃止予定(尾西)
オーシマ奨学基金			30,779		
市民病院建設基金			1,076,010		
福祉基金			293,155	262,000	
墨国際交流基金			100,358		
ふるさとづくり事業基金			174,217		
庁舎増改築基金			801,746		16年度末に廃止予定(尾西)
国民年金印紙購入基金				45,000	
公共施設建設整備基金				183,664	
都市計画施設建設基金				1,254,801	
計		8,232,797	3,667,237	3,335,079	

女性政策事業について（協定項目第23 - 1号）

女性政策事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	女性政策事業
調整方針	男女共同参画事業については、合併時に一宮市の制度に合わせるものとし、今後もより一層の充実を図るものとする。

協議状況	
提案	平成15年11月13日
協議	平成15年11月13日
確認	平成 年 月 日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 企画分科会

協議項目	女性政策事業			
調整方針(案)	男女共同参画事業については、合併時に一宮市の制度に合わせるものとし、今後もより一層の充実を図るものとする。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
男女共同参画推進事業	<p>1 計画 名称：いちのみやし男女共同参画計画 目的：男女共同参画社会の実現 策定：平成12年3月 計画期間：平成12年～22年度</p> <p>2 情報誌 名称：「いーぶん」～素敵なパートナーとなるために～ 発行：年2回・各5,000部</p> <p>3 懇話会 名称：一宮市男女共同参画推進懇話会 構成：有識者15名 報償費：1人7,200円 開催：年2回</p> <p>4 推進会議(内部会議) 名称：一宮市男女共同参画推進会議 組織：幹部会議を構成する者 開催：年1回</p>	<p>男女共同参画講演会 男女共同参画週間に実施(年1回)</p>	該当事業なし	<p>合併時に一宮市の制度に合わせる。 * 講演会は廃止。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 企画分科会

協議項目	女性政策事業		
先進事例			
	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	西東京市	H13.1.21	新市において、新たに女性行動計画を策定する。
	さいたま市	H13.5.1	女性センターに係る事業については、埼玉県女性センター(仮称)計画との調整を図り、進めるものとする。

広報広聴関係事業について（協定項目第23 - 4号）

広報広聴関係事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	広報広聴関係事業
調整方針	<p>広報誌等の広報事業については、原則として一宮市の制度に合わせ、引き続き情報の提供に努めるものとする。</p> <p>また、広聴事業については、直接市民から市政に関する意見を聴く方法を検討するなど合併後も充実を図る。</p>

協議状況	
提案	平成15年11月13日
協議	平成15年11月13日
確認	平成 年 月 日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 企画分科会

協議項目	広報広聴関係事業			
調整方針(案)	広報誌等の広報事業については、原則として一宮市の制度に合わせ、引き続き情報の提供に努めるものとする。 また、広聴事業については、直接市民から市政に関する意見を聴く方法を検討するなど合併後も充実を図る。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 広報	1 発行日 月2回(1日・15日) 2 14年度平均発行部数 96,313部 3 平均単価 22.27円 *発行日の前日(開庁日)に本庁と出張所納品、町内会には発行日に配布。	1 発行日 月2回(1日・15日) 2 14年度平均発行部数 20,200部 3 平均単価 28.12円 *発行日の2日前に本庁と一部施設に納品、町内会には本庁配達後各区長へ配布。発行日には各家庭に届くようにする。	1 発行日 月1回(5日) 2 14年度平均発行部数 10,200部 3 平均単価 81.4円 *発行日の前日に本庁に納品。町内会には発行日の前日に配布。	一宮市の制度に合わせる。
2. 市ホームページ	1 製作方法 職員で製作。(一部は業者に委託) 各課にページ製作、管理を依頼。 2 サーバー 市が管理。	1 製作方法 職員で製作。 2 サーバー 業者のサーバーを使い管理も委託。	1 製作方法 全部を業者委託。 2 サーバー 業者のサーバーを使い管理も委託。	一宮市の制度に合わせる。 *合併後2市1町のそれぞれのホームページは一定期間残し、別に新市のホームページを立ち上げる。 運営は一宮方式とする。
3. 映像広報 製作・放映	《マイシティいちのみや》放映事業 広報発行のサイクルに合わせ、月2回、ケーブルテレビに映像広報番組を放映。製作と放映はケーブルテレビ会社に委託。 貸出し用VTRを14本製作。	《ふれあいひろばびさい》放映事業 一宮市に同じ。 貸出し用VTR2本製作。	《マイタウンきそがわ》放映事業 一宮市に同じ。 貸出し用VTR4本製作。	リニューアルし、新市として一本化して継続する。
4. 市(町)勢要覧	1 市の現況を写真と統計資料で紹介。 2 A4版84ページ。 3 単価 1冊500円 4 発行サイクル 周年事業の行われる年度に合わせ5年毎に発行。次回は19年3月。	1 一宮市に同じ。 2 A4版48ページ 3 単価 1冊1,000円 4 発行サイクル 周年事業の行われる年度に合わせ5年毎に発行。次回は16年11月。	1 一宮市に同じ。 2 A4版52ページ 3 単価 1冊400円 4 発行サイクル 5年毎に発行。次回は18年度。	合併時に新市スタートを記念して発行し、以降は市制の5年おきの周年サイクルの発行とする。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
5．暮らしの便利帳	平成3年3月版をもって廃止。	行政に関することを知りたいときに、これを見ればわかるという生活に役立つ便利帳を作成 今年度からはこれをA4版24ページにし、全戸および転入者に無料配布を予定。	仮称 暮らしのガイドブック 行政に関することを知りたいときに、これを見ればわかるという生活に役立つ便利帳を作成。	尾西市の制度に合わせる。 *合併時に1回だけ作成配布し、その後は公共施設案内を作成する。
6．公共施設案内	市・県・国の公共施設の位置を記載した「市民のひろば・公共施設案内」を製作。転入者に窓口で配布するとともに、成人式の出席新成人にも同様に配布する。	該当事業なし。	公共施設、史跡などを記載した地図及び「木曾川町ガイド」を隔年で製作。	一宮市の制度に合わせる。
7．広報ファイル	平成12年分の配布を行って、以降廃止している。	毎年印刷し、各世帯に配布する。 また市内に転入してきた人にも窓口で配布する。 印刷部数22,000部。 昨年度実績 = 833,910円	毎年印刷し、各世帯に配布する。 また市内に転入してきた人にも窓口で配布する。 印刷部数10,000部。 昨年度実績 = 456,750円	合併時に統一したファイルを作成し、各世帯に配布する。以後は必要に応じて作成する。
8．市民ポスト等	市民等からの意見、要望などを市民ポスト、ファクス、市民メール、市長への手紙として受け付ける。 担当課へ処理依頼、市長へ報告。 14年度実績～ポスト117件、ファクス101件、メール303件、手紙62件。	市民等からの意見、要望などを提案箱、ファクス、市民メール、市長への手紙として受け付ける。 担当課へ処理依頼、市長へ報告。 14年度実績～提案箱3ヶ所 = 45件、ファクス59件、郵送24件、他2件、メールは昨年度は休止していたが、H15年5月26日より再開した。	市民等からの意見、要望などを町民ポスト、ファクス、市民メール、市長への手紙、「夜の町長室」として受け付ける。 14年度実績～ポスト13件、ファクス0件、メール = 34件 夜の町長室（毎週木曜日午後7時より） = 13件。 *夜の町長室：毎週木曜日午後7時～9時に町民が町長と面談。（事前予約必要）町民から意見、要望等を聞く。	一宮市の制度に合わせる。
9．市政モニター会議	当該事業なし	《広報広聴モニター制度》 1 年6回開催 2 モニター15人(公募7人) 3 内容 広報紙への意見および市政についての意見を市長に提案。 4 報酬 1人年額15,000円	当該事業なし	尾西市の制度に合わせる。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曽 川 町	各項目の調整方針
10. 市内施設めぐり	<p style="text-align: center;">《親子施設めぐり》</p> <p>1 時期 夏休み期間の3日間。 2 対象 小学校4年生以上の親子。 3 定員 1日30人 4 内容 バスで総合卸売市場・消防署・環境センター・エコハウス138・博物館を見学。 * 毎年上記5施設を回るが、新たな施設があればコース変更も検討する。</p>	<p style="text-align: center;">《市の施設めぐり》</p> <p>市の出前講座の中で、市の施設をバスで案内し、見学、説明する。見学場所は希望に応じ、設定。昨年度実績は1件、30人参加。</p>	当該事業なし	新たな事業として、合併した年に限り実施する。
11. 市政情報案内	<p>市政情報の提供を民間会社に委託。電話での市政に関する問い合わせに対し、オペレーターが対応する。 広報誌をもとに施設・生活・行催事などの情報提供を行い、年中無休で午前7時から午後11時まで受け付ける。</p>	当該事業なし	当該事業なし	一宮市の制度に合わせる。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 企画分科会

協議項目	広報広聴関係事業		
先進事例			
	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	さいたま市	H13.5.1	広報広聴事業については、以下のとおりとする。 (1) 広報紙等の広報事業については、合併時に統合し、引き続き情報の提供に努めるものとする。 (2) 市民提案制度等の広聴事業については、合併後速やかに充実を図るものとする。
	新居浜市	H15.4.1	広報広聴事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

介護保険事業の取扱いについて（協定項目第21号）

介護保険事業の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	介護保険事業の取扱い
調整方針	原則として一宮市の制度を適用するものとする。ただし、第1号被保険者保険料及びその普通徴収に係る納期については、平成17年度分から一宮市の制度に統一する。

協議状況	
提案	平成15年11月13日
協議	平成15年11月13日
確認	平成 年 月 日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

厚生部会 介護分科会

協議項目	介護保険事業の取扱い			
調整方針(案)	原則として一宮市の制度を適用するものとする。ただし、第1号被保険者保険料及びその普通徴収に係る納期については、平成17年度分から一宮市の制度に統一する。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料の設定 5段階制 ・所得段階別保険料(年額) 平成15～17年度 第1段階 17,300円 第2段階 25,900円 第3段階 34,600円 第4段階 43,200円 第5段階 51,900円 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料の設定 5段階制 ・所得段階別保険料(年額) 平成15～17年度 第1段階 17,300円 第2段階 26,000円 第3段階 34,600円 第4段階 43,200円 第5段階 51,900円 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料の設定 5段階制 ・所得段階別保険料(年額) 平成15～17年度 第1段階 17,800円 第2段階 26,700円 第3段階 35,600円 第4段階 44,500円 第5段階 53,400円 	平成17年度分から一宮市の保険料に統一する。
2. 納付方法	<p>納付方法</p> <p>第1号被保険者 年金年額18万円以上 特別徴収(年6回) 年金年額18万円未満 普通徴収(年8回)</p> <p>第2号被保険者 医療保険料と一括徴収</p>	<p>納付方法</p> <p>第1号被保険者 年金年額18万円以上 特別徴収(年6回) 年金年額18万円未満 普通徴収(年6回)</p> <p>第2号被保険者 医療保険料と一括徴収</p>	<p>納付方法</p> <p>第1号被保険者 年金年額18万円以上 特別徴収(年6回) 年金年額18万円未満 普通徴収(年8回)</p> <p>第2号被保険者 医療保険料と一括徴収</p>	平成17年度分から一宮市の制度に統一する。
3. 納期	<ul style="list-style-type: none"> ・賦課期日 4月1日 ・納期(普通徴収の場合) 7月から翌年2月までの毎月末日 (12月は27日)までの8期 	<ul style="list-style-type: none"> ・賦課期日 4月1日 ・納期(普通徴収の場合) 5月から翌年3月までの奇数月 末日までの6期 	<ul style="list-style-type: none"> ・賦課期日 4月1日 ・納期(普通徴収の場合) 7月から翌年2月までの毎月末日 (12月は25日)までの8期 	平成17年度分から一宮市の制度に統一する。
4. 保険料の減免	所得段階が第1段階・第2段階に該当し、本人の前年の合計所得金額が33万円以下の場合(生活保護受給者を除く)、介護保険料額の2割を減免。	保険料の減免無	保険料の減免無	平成17年度分から一宮市の制度に統一する。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
5. 介護保険認定 審査事務	<p>介護認定審査会（14年度） 申請者数 7,476人 開催回数 246回 （火・水・金各2合議体ずつ開催） 審査件数 7,557件 合議体数 6合議体 1合議体委員定数 9人 1合議体出席委員数 6人</p> <p>認定審査会委員 審査会委員数 54人 委員の任期 2年 委員報酬単価 23,000円/回</p>	<p>介護認定審査会（14年度） 申請者数 1,695人 開催回数 60回 （火・木各1合議体ずつ開催） 審査件数 1,738件 合議体数 2合議体 1合議体委員定数 8人 1合議体出席委員数 6人</p> <p>認定審査会委員 審査会委員数 16人 委員の任期 2年 委員報酬単価 18,400円/回</p>	<p>介護認定審査会（14年度） 申請者数 910人 開催回数 40回 （1合議体週1回開催） 審査件数 937件 合議体数 2合議体 1合議体委員定数 9人 1合議体出席委員数 6人</p> <p>認定審査会委員 審査会委員数 18人 委員の任期 2年 委員報酬単価 20,000円/回</p>	<p>合併時に一宮市の制度を適用する。合議体数を9合議体とし、週3回3合議体で実施する。</p>
6. 介護保険認定 調査事務	<p>介護認定調査 調査の形態 全委託</p> <p>委託先（平成14年度） ・居宅支援事業者 97件 ・介護保険施設 102件 計199件</p> <p>調査委託件数（H15/3） ・居宅 6,591件 ・施設 804件 計7,395件</p> <p>調査委託料単価 ・居宅 2,650円 ・施設 2,160円</p>	<p>介護認定調査 調査の形態 委託、一部直営</p> <p>委託先（平成14年度） ・居宅支援事業者 54件 ・介護保険施設 39件 計93件</p> <p>調査委託件数（H15/3） ・居宅 1,498件 ・施設 185件 計1,683件</p> <p>調査委託料単価 ・居宅 2,500円 ・施設 2,050円</p>	<p>介護認定調査 調査の形態 全て町保健師 （遠方のみ委託）</p> <p>委託先（平成14年度） ・居宅支援事業者 2件</p> <p>調査委託件数（H15/3） 2件</p> <p>調査委託料単価 2,650円</p>	<p>合併時に一宮市の制度を適用する。認定調査形態は全て委託を基本とするが、変更申請等特殊な事例は市職員（臨時も含む）が実施する。</p>
7. 上乗せ給付	無	無	無	2市1町同じであるため現行のとおりとする。
8. 特別給付	無	無	無	2市1町同じであるため現行のとおりとする。
9. 保健福祉事業	無	無	無	2市1町同じであるため現行のとおりとする。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
10. ケアマネジメント支援事業	無	無	介護認定を受け、ケアマネジャーの指定を行っているが、介護サービスの利用がない者に対しケアマネジャーが定期的に居宅を訪問し、本人や家族の心身の状態・要望を把握し、適切な指導・助言を行う。 訪問1回につき2,000円支払う。 平成14年度 69件	合併時に木曾川町の事業を適用する。
11. 被保険者数	平成15.4.末現在 第1号被保険者数 45,751人	平成15.4.末現在 第1号被保険者数 10,172人	平成15.4.末現在 第1号被保険者数 5,185人	
12. 介護保険施設数	平成15.4.末現在 特別養護老人ホーム数 5施設 老人保健施設数 3施設 療養型病床群数 2施設	平成15.4.末現在 特別養護老人ホーム数 1施設 老人保健施設数 1施設 療養型病床群数 2施設	平成15.4.末現在 特別養護老人ホーム数 1施設 老人保健施設数 0施設 療養型病床群数 1施設	
13. 介護保険施設入所者数	平成15.4.末現在 特別養護老人ホーム入所者数 471人 老人保健施設入所者数 426人 療養型病床群入所者数 77人 計 974人 対高齢者人口比 2.13%	平成15.4.末現在 特別養護老人ホーム入所者数 120人 老人保健施設入所者数 88人 療養型病床群入所者数 17人 計 225人 対高齢者人口比 2.21%	平成15.4.末現在 特別養護老人ホーム入所者数 91人 老人保健施設入所者数 43人 療養型病床群入所者数 17人 計 151人 対高齢者人口比 2.91%	
14. 組織体制	担当部署 市民福祉部高年福祉課	担当部署 市民福祉部福祉課 総務部収納課（滞納部門のみ）	担当部署 民生部保健長寿課	

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

厚生部会 介護分科会

協議項目	介護保険事業の取扱い		
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	さいたま市	H13.5.1	介護保険事業については、合併までに制度導入に向け、一体性の確保に努め、市民福祉の向上を図るものとする。
	廿日市市	H15.3.1	(1) 第1号被保険者保険料については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度分から第2期介護保険事業計画により算定した保険料率に統一する。 (2) 普通徴収に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度から廿日市市の例に統一する。 (3) その他各種事務の取扱いについては、廿日市市の例に統一する。
	新居浜市	H15.4.1	介護保険事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
	新発田市	H15.7.7	合併時に介護保険事業計画を見直し、新たに介護保険料を設定する。 ただし、平成15年度は経過措置として、両市町それぞれの保険料及び納期とし、平成16年度から統一する。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

厚生部会 介護分科会

協議項目	介護保険事業の取扱い
介護保険について	<p>1. 介護保険とは 介護保険は、40歳以上の加入者に納めてもらう保険料と、国・都道府県・市町村からの公費（税金）を財源として運営され、加入者が介護や支援が必要とするときに、介護サービスを利用する費用にあてることで、加入者とその家族をささえるしくみである。</p> <p>2. 介護保険事業計画 市町村は、厚生大臣が定める基本指針に即して、3年ごとに、5年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「介護保険事業計画」という。）を定めることとなっており、その計画には、各年度における介護サービスの種類ごとの量の見込み、介護サービス見込量の確保のための方策、事業者間の連携の確保等介護サービスの円滑な提供を図るための事業、その他保険給付の円滑な実施のため必要な事項を定めることとなっている。また、市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成することとなっている。</p> <p>3. 保険料 被保険者 介護保険の被保険者は、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者（第1号被保険者）と市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）である。</p> <p>第1号被保険者の保険料（第1号保険料） 第1号保険料は、3年ごとに市町村が条例で設定する。市町村介護保険事業計画に定めた介護サービスの見込み量から介護保険事業に要する費用の額を見込み、介護保険事業に要する費用の見込み額のうち第1号被保険者の保険料により収納することが必要な額を算定し、その算定額を第1号被保険者数で除して基準額を算定する。さらに、第1号保険料は、負担能力に応じた負担を求める観点から、その所得状況に応じて5段階に区分し、それぞれについて基準額に標準割合を乗じて得た額を定額保険料として設定する。 第1号保険料は、国民年金法による老齢基礎年金等の老齢（退職）年金を一定額以上受給している第1号被保険者については、当該年金が支給されるときに、年金額から差し引かれ、それ以外の第1号被保険者については、市町村へ直接納付する。</p> <p>第2号被保険者の保険料（第2号保険料） 第2号保険料は、第2号被保険者が加入している医療保険毎に、医療保険料の算定方法に基づき決定される。第2号保険料は、医療保険者が医療保険料として一括徴収する。</p> <p>4. 介護認定審査 要介護認定 介護保険からサービスを受けるためには、寝たきりや、痴呆などサービスを受けられる状態かどうかの認定（要介護認定）を受けることが必要である。 市町村職員等で介護の専門知識を持つ調査員が家庭等を訪問して、本人の日常生活の自立度など全国共通の調査票に基づいて行う調査の結果により一次判定を行う。 次にかかりつけ医師の意見書、一次判定結果及び調査の特記事項を基に、保健・医療・福祉の専門家で構成される介護認定審査会で、介護が必要かどうか、介護の必要な度合い（要介護度）を総合的に審査・判定する。（二次判定）</p> <p>介護認定審査会 介護認定審査会は、各市町村に設置されるのが原則である。ただし、審査判定業務の都道府県への委託又は審査会の共同設置が可能である。 介護認定審査会は、5人を標準として市町村が定める人数からなる合議体を単位に審査判定を行う。委員は、保健・医療・福祉の学識経験者の中から市町村長が各分野の均衡に配慮して任命する。</p> <p>5. 保険給付 介護保険の給付対象サービス（次項参照）は、大きく分けて在宅サービスと施設サービスとの2つがあり、原則としてサービスの種類ごとに設定される介護報酬の90%が保険給付され、10%は利用者負担となる。</p>

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の調整内容

厚生部会 介護分科会

協議項目	介護保険事業の取扱い			
介護保険の給付対象サービス	区分	介護給付 要介護状態の被保険者に対する保険給付	予防給付 要介護状態となるおそれがある被保険者に対する保険給付	保健福祉事業 要介護被保険者を介護する者等の支援事業 被保険者が要介護状態となることを予防するための事業 その他保険給付のために必要な事業
	対象者	要介護者	要支援者	被保険者
	在宅サービス	居宅介護サービス費 次の居宅サービスを受けたとき。 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 痴呆対応型共同生活介護 特定施設入所者生活介護 福祉用具貸与	居宅支援サービス費 次の居宅サービスを受けたとき。 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入所者生活介護 福祉用具貸与	[一宮市] 該当給付なし [尾西市] 該当給付なし [木曽川町] 該当給付なし
		居宅介護福祉用具購入費 居宅要介護被保険者が、入浴又は排せつの用に供する福祉用具、特定福祉用具を購入したとき。	居宅支援福祉用具購入費 居宅要支援被保険者が、特定福祉用具を購入したとき。	
		居宅介護住宅改修費 居宅要介護被保険者が、手すりの取付けその他の住宅改修を行ったとき。	居宅支援住宅改修費 居宅要支援被保険者が、住宅改修を行ったとき。	
		居宅介護サービス計画費 居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援業者から指定居宅介護支援を受けたとき。	居宅支援サービス計画費 居宅要支援被保険者が、指定居宅介護支援業者から指定居宅介護支援を受けたとき。	
	施設サービス	施設介護サービス費 次のサービスを受けたとき。 指定介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 指定介護療養施設サービス		
	高額介護サービス費	高額居宅支援サービス費		

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の調整内容

厚生部会 介護分科会

協議項目	介護保険事業の取扱い
関係法令	<p>介護保険法（抜粋）</p> <p>（保険者） 第3条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（被保険者） 第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）が行う介護保険の被保険者とする。 (1) 市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者（以下「第1号被保険者」という。） (2) 市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者（以下「第2号被保険者」という。）</p> <p>（介護認定審査会） 第14条 第38条第2項に規定する審査判定業務を行わせるため、市町村に介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）を置く。</p> <p>（市町村の認定） 第19条 介護給付を受けようとする被保険者は、要介護者に該当すること及びその該当する要介護状態区分について、市町村の認定（以下「要介護認定」という。）を受けなければならない。 2 予防給付を受けようとする被保険者は、要支援者に該当することについて、市町村の認定（以下「要支援認定」という。）を受けなければならない。</p> <p>（基本指針） 第116条 厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。 (1) 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保に関する基本的事項 (2) 次条第1項に規定する市町村介護保険事業計画において同条第2項第1号の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村介護保険事業計画及び第118条第1項に規定する都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項 (3) その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項 3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するに当たっては、あらかじめ、総務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。 4 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>（市町村介護保険事業計画） 第117条 市町村は、基本指針に即して、3年ごとに、5年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。 2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み (2) 前号の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 (3) 指定居宅サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項 (4) その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

厚生部会 介護分科会

協議項目	介護保険事業の取扱い
関係法令	<p>3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。</p> <p>7 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>(保険料)</p> <p>第129条 市町村は、介護保険事業に要する費用(財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収しなければならない。</p> <p>2 前項の保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。</p> <p>3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第147条第1項第2号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第1号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。</p> <p>4 市町村は、第1項の規定にかかわらず、第2号被保険者からは保険料を徴収しない。</p> <p>(賦課期日)</p> <p>第130条 保険料の賦課期日は、当該年度の初日とする。</p>

生活保護事業について（協定項目第23 - 14号）

生活保護事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	生活保護事業
調整方針	生活保護事業は、国制度のため現行のまま新市に引き継ぐものとする。その他各種事務の取扱いについては、一宮市の事業を適用する。

協議状況	
提案	平成15年11月13日
協議	平成15年11月13日
確認	平成 年 月 日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

厚生部会 福祉分科会

協議項目	生活保護事業			
調整方針(案)	生活保護事業は、国制度のため現行のまま新市に引き継ぐものとする。その他各種事務の取扱いについては、一宮市の事業を適用する。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1.生活保護事業	保護世帯数 650世帯 保護人員 944人 保護率 3.35% 平成15年3月分	保護世帯数 116世帯 保護人員 155人 保護率 2.67% 平成15年3月分	保護世帯数 53世帯 保護人員 78人 保護率 2.44% 平成15年3月分	事業制度は2市1町同じであるため現行のとおりとする。
	650世帯の世帯類型 高齢306・母子40・障害85 傷病201・その他18	116世帯の世帯類型 高齢62・母子5・障害14 疾病32・その他3	53世帯の世帯類型 高齢32・母子3・障害3 傷病9・その他6	
	職員体制 査察指導員 2人 現業員 7人 事務員 1人 市内を16地区に分割し、現業員は1人当たり2~3地区を担当。	職員体制 査察指導員 1人 現業員 2人 市内を6地区に分割し、現業員は1人当たり2~3地区を担当。	実務は県(尾張事務所)が担当。 窓口職員 2人	
	平成14年度予算 1,681,814千円	平成14年度予算 348,322千円	平成14年度予算 0千円	
2.生活保護入浴券 理容券交付	・風呂のない被保護者に、1人当たり 月6枚の無料入浴券を交付。 平成14年度実績 53名 ・被保護者に月1枚の福祉理容券(割 引券)を交付 平成14年度実績 7名	無	無	合併時に一宮市の事業に合わせる。
3.生活保護歳末慰問	歳末に被保護者が入所入院している 施設病院を訪問する際の手土産。 平成14年度実績 50千円 (25ヶ所)	無	無	合併時に事業を廃止する。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
4. 法外扶助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・行旅病人の通院医療費 病院の依頼に基づき一宮市社会福祉協議会に給付申請する。 平成14年度実績 26件 273,699円 ・行旅人の旅費 一宮市社会福祉協議会の費用により切符(回数券で北はJR岐阜駅、南は名鉄で新名古屋駅・金山駅まで) 平成14年度実績 JR62枚 名鉄160枚 	<ul style="list-style-type: none"> ・行旅病人の通院医療費 病院と連携して対応したケースについて病院の請求に基づき支払う。 ・行旅人の旅費 尾西市社会福祉協議会で対応。 1人500円(休日については、尾西市幹部交番にて対応。) 平成14年度実績 55人 27,500円 	<ul style="list-style-type: none"> なし ・行旅人の旅費 木曾川町社会福祉協議会の費用により 500円 平成14年度実績 500円 * 125人 = 62,500円 	<ul style="list-style-type: none"> ・行旅病人の通院医療費については合併時に一宮市の事業に合わせる。 ・行旅人の旅費については、福祉関係部署の事務所の所在により対応する。原則、切符による対応とする。
5. 行旅死亡人	<ul style="list-style-type: none"> ・引き取りのない身元不明の死亡者の取扱い 平成14年度取扱件数 3件 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き取りのない身元不明の死亡者の取扱い 平成14年度取扱件数 0件 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き取りのない身元不明の死亡者の取扱い 平成14年度取扱件数 0件 	<ul style="list-style-type: none"> 事業制度は2市1町同じであるため現行のとおりとする。

商工・観光関係事業について（協定項目第23 - 20号）

商工・観光関係事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	商工・観光関係事業
調整方針	原則として一宮市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、尾西市・木曾川町地域の商工業や観光事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。

協議状況	
提案	平成15年11月13日
協議	平成15年11月13日
確認	平成15年 月 日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

経済環境部会 商工観光分科会

協議項目	商工・観光関係事業			
調整方針(案)	原則として一宮市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、尾西市・木曾川町地域の商工業や観光事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 企業立地促進事業	<p>(目的) 本市の区域内において事務所の新設又は増設を行う事業者に対し奨励措置を講ずることにより、本市における企業の立地の促進、産業構造の多角化及び高度化の推進並びに雇用の拡大を図り、もって本市の経済の発展及び市民生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>(補助対象) 一定の要件に該当する事業所を、市内において新設・増設しようとする事業者</p> <p>(基本となる適用要件)</p> <p>1 事業所要件 事業所が条例で規定する分野の事業用であること。</p> <p>2 投下固定資産総額要件 事業所の新設等に要する投下固定資産総額が、条例で規定する額以上であること。</p> <p>3 雇用要件 事業所の操業開始に伴い、新たに常用雇用従業員を条例で規定する人数以上雇用すること。</p> <p>(奨励措置の種類と内容) 各奨励措置により適用要件が異なる。</p> <p>1 立地促進奨励金 投下固定資産総額の5%に相当する額を交付(限度額1億5千万円)</p> <p>2 高度先端産業立地促進奨励金 投下固定資産総額の10%に相当する額を交付(限度額10億円)</p> <p>3 賃借型立地奨励金 事業所の賃借料の10%に相当する額を3年間交付(限度額120万円/年)</p>	<p>4 雇用促進奨励金 操業開始に伴い新たに雇用した常用雇用従業員のうち、条例で規定した要件に該当する従業員1人につき年額30万円を2年間まで交付(限度額1500万円/年)</p> <p>5 固定資産税及び都市計画税の課税免除又は不均一課税 事業所に係る固定資産税及び都市計画税を2年間免除、3年目90%、4年目80%、5年目70%免除 上記のうち、1・2・3の奨励措置並びに2・5の奨励措置については同一事業者に対し重複して適用することはできない。</p> <p>(奨励措置の適用) 事業者は事業所の新增設に着手しようとする日の1か月前までに適用申請書を提出し、適用審査会での適用決定を受け、操業開始から1年経過後に実績報告書及び請求書を提出する。</p> <p>(14年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用決定 1件 15年度に確定予定 ・適用確定 0件 <p>(15年度予算)</p> <p>確定予定の立地促進奨励金及び雇用促進奨励金に対する予算 950万円</p>		合併時に一宮市の制度に合わせる。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
2. 融資制度	<p>1. 金融対策事業</p> <p>(1) 一宮市開業資金融資制度 資金用途 運転及び設備資金 金 額 1,000万円以内 期 間 2年以上7年以内 利 率 年1.4% 金融機関 いちい信用金庫本店 申込窓口 経済振興課</p> <p>(2) 一宮市小口事業資金融資制度 資金用途 運転資金 金 額 200万円以内 期 間 2年以上5年以内 利 率 年1.4% 金融機関 いちい信用金庫 本支店 申込窓口 経済振興課</p> <p>2. 県市協調制度</p> <p>(1) 商工業振興資金融資制度 通常資金 資金用途 運転資金及び 設備資金 金 額 5,000万円以内 期 間 2年以上5年以内 利 率 年1.4% 6年以上7年以内 年1.5% 金融機関 市内13行(庫)50 本支店 申込窓口 経済振興課</p> <p>特別小口資金 資金用途 運転資金及び 設備資金 金 額 1,250万円以内 期 間 2年以上5年以内 運転資金 2年以上5年以内 設備資金 2年以上7年以内 利 率 年1.4% なお、設備資金に おける6年以上 7年以下に限り 年1.5% 金融機関 市内13行(庫)50 本支店 申込窓口 経済振興課</p>	<p>2. 県市協調制度</p> <p>(1) 商工業振興資金融資制度 通常資金 資金用途 運転資金及び 設備資金 金 額 5,000万円以内 期 間 2年以上5年以内 利 率 年1.4% 6年以上7年以内 年1.5% 金融機関 市内8行(庫)13 本支店 申込窓口 商工農政課</p> <p>特別小口資金 資金用途 運転資金及び 設備資金 金 額 1,250万円以内 期 間 2年以上5年以内 運転資金 2年以上5年以内 設備資金 2年以上7年以内 利 率 年1.4% なお、設備資金に おける6年以上 7年以下に限り 年1.5% 金融機関 市内8行(庫)13 本支店 申込窓口 商工農政課</p>	<p>2. 県町協調制度</p> <p>(1) 商工業振興資金融資制度 通常資金 資金用途 運転資金及び 設備資金 金 額 5,000万円以内 期 間 2年以上5年以内 利 率 年1.4% 6年以上7年以内 年1.5% 金融機関 町内6銀行支店 申込窓口 経済課</p> <p>特別小口資金 資金用途 運転資金及び 設備資金 金 額 1,250万円以内 期 間 2年以上5年以内 運転資金 2年以上5年以内 設備資金 2年以上7年以内 利 率 年1.4% なお、設備資金に おける6年以上 7年以下に限り 年1.5% 金融機関 町内6銀行支店 申込窓口 経済課</p>	<p>合併時に一宮市の制度に合わせる。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
	<p>3. 金融制度取扱金融機関への預託</p> <p>(1) 商工業振興資金 800,000千円 市内13行(庫)50本支店 H14実績 647件・3,374,760千円</p> <p>(2) 一宮市開業資金 30,000千円 いちい信用金庫本店 H14実績 3件・9,700千円</p> <p>(3) 一宮市小口事業資金 15,000千円 いちい信用金庫本支店 H14実績 11件・18,100千円</p> <p>(4) 商工団体等 60,000千円 商工組合中央金庫 名古屋支店 H14実績 549件・8,392,000千円</p> <p>実績はH15.3.31現在で作成 数値は件数及び融資実行額</p>	<p>3. 金融制度取扱金融機関への預託</p> <p>(1) 商工業振興資金 200,000千円 市内8行(庫)13本支店 H14実績 178件・110,019千円</p> <p>(4) 商工団体等 15,000千円 商工組合中央金庫 名古屋支店 H14実績 147件・601,000千円</p> <p>実績はH15.3.31現在で作成 数値は件数及び融資実行額</p>	<p>3. 金融制度取扱金融機関への預託</p> <p>(1) 商工業振興資金 78,000千円 町内6銀行支店 H14実績 72件・291,250千円</p> <p>(4) 商工団体等 20,000千円 商工組合中央金庫 名古屋支店 H14実績 12件・17,000千円</p> <p>実績はH15.3.31現在で作成 数値は件数及び融資実行額</p>	
<p>3. 中心市街地活性化事務</p>	<p>平成12年3月に策定した「中心市街地活性化基本計画」に基づき「中心市街地活性化推進協議会」を設立し、中心市街地の整備改善及び商業等の活性化に向けての検討を図る。</p> <p>・中心市街地活性化推進協議会 委員：学識経験者、市民、商業者、行政等14名 開催回数：年5回 報償費(H14)：275,200円 予算額(H15)：335,000円</p>			<p>合併時に一宮市の制度に合わせる。 現在の一宮市中心市街地基本計画を新市においても継続する。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
4. 繊維対策室事業		繊維産業の経営合理化と発展に寄与するため、繊維産業に関する調査研究・相談業務を行い経営安定と経済環境への適応を図る。 相談員：3名 相談日時 繊維産業に関する各種相談 毎週火・水・木曜日 金融相談 毎週月・水・金曜日 午前10時～午後3時 （正午～午後1時までは除く） 場所 市役所 1F 繊維対策室 実績（H14） 相談件数 47件		新市において一定期間内に調整する。 尾西市において、平成16年度以降は繊維対策室を中小企業全体の総合相談窓口にする予定である。
5. 観光協会	主催：一宮市観光協会 会長：一宮市長 一宮市負担金：8,306千円 （共催事業） 一宮桜まつり 一宮つつじ祭 一宮菊花大会 花しょうぶまつり （観光事業） 宣伝・広告事業 観光用音楽CDの販売 観光絵葉書の作成 宣伝名刺台紙の作成 FAX観光情報の提供 ツインアーチ138とミス撮影会 観光ガイドマップの作成 催事等への参加 一宮川・サイドフェスティバル 一宮市消費生活フェア 早春薄墨桜浪漫ウォーク 施設管理事業 史跡等の美化清掃 （補助事業） ・市内の顕彰会、保存会等に対する補助			合併時に一宮市の制度に合わせる。 現行の観光協会に尾西市、木曾川町の事業を加えて実施する。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
6. 観光イベント	<p>おりもの感謝祭一宮七夕まつり 平成15年7月24日～27日</p> <p>一宮市民花火大会 平成15年8月23日</p>	<p>あじさいまつり 平成15年6月7日～8日</p> <p>尾西市・羽島市花火大会 平成15年8月14日</p> <p>びさいまつり 平成15年10月25日～26日</p> <p>冬の夜の電飾祭り 平成15年12月10日～25日（予定）</p>	<p>一豊まつり 平成15年8月3日</p>	<p>イベントについては、内容、地域性等を考慮し、新市において、類似したもので統合が可能なものは統合、市町独自で特色のあるものは存続する方向で検討調整する。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

経済環境部会 商工観光分科会

協議項目	商工・観光関係事業		
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	さいたま市	H13.5.1	商工・観光事業については、引き続き事業の推進に努めるものとする。 同一又は類似する事業は統合又は再編するものとする。
	廿日市市	H15.3.1	(1) 商工業の振興を図るための各種事業は、当分の間、現行のとおり実施する。ただし、各種融資制度等については廿日市市の制度に整理統合するものとする。 (2) 各種観光事業については、それぞれの地域特性を有効に活用するとともに、そのネットワーク化を図り、効果的な観光振興施策を展開するものとする。
	静岡市	H15.4.1	各種産業に係る制度のうち、同一又は類似する事業は、統合、再編に向けて作業を進めるとともに両市それぞれ独自に実施している事業は、これまでの経緯に配慮する中で調整するものとする。
	新発田市	H15.7.7	ア、信用保証料助成制度については、新発田市の制度を適用し、対象に新潟県商工貯蓄共済融資を追加する。ただし、合併時、豊浦町の制度適用者については、現行どおりとする。 イ、融資制度については、新発田市の制度を適用する。ただし、合併時、豊浦町の小企業振興資金制度については、償還完了までの間、現行どおりとする。 ウ、工場等設置助成制度は、新発田市の制度を適用する。ただし、合併年度とこれに続く5年度については、豊浦地区に限定し、工場の新設・既設工場の拡大に対して、豊浦町の制度を適用する。

勤労者・消費者関連事業について（協定項目第23 - 21号）

勤労者・消費者関連事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	勤労者・消費者関連事業
調整方針	原則として一宮市の制度を適用するものとする。ただし、消費生活関連事業は新市において制度を定めるものとする。

協議状況	
提案	平成15年11月13日
協議	平成15年11月13日
確認	平成15年 月 日

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の調整内容

経済環境部会 商工観光分科会

協議項目	勤労者、消費者関連事業			
調整方針(案)	原則として一宮市の制度を適用するものとする。ただし、消費生活関連事業は新市において制度を定めるものとする。			
項目	一宮市	尾西市	木曽川町	各項目の調整方針
1、中高年齢者雇用奨励金	<p>市内在住の中高年齢者（雇い入れられた日現在における年齢が45歳以上65歳未満の者）を前年の1月1日から12月31日までに雇い入れ、翌年の12月31日まで引き続き雇用し、かつ、対象労働者について特定求職者雇用開発助成金の支給を受けている場合に、事業主に対して奨励金を支給することにより、中高年齢者の雇用機会の拡大を図る。</p> <p>補助額 対象労働者1人につき60,000円 支給額実績（H14） 6,660,000円 （77事業所 111人）</p>	<p>本市の住民基本台帳に記載されている高年齢者（雇い入れられた日現在における年齢が55歳以上65歳未満の者）を公共職業安定所の紹介で1月1日から12月31日まで常用労働者（年齢が60歳以上65歳未満の者）にあっては短時間労働被保険者を含む）として2人以上雇い入れ、翌年の12月31日まで引き続き雇用し、かつ、対象労働者について特定求職者雇用開発助成金の支給を受けている場合に、事業主に対して奨励金を支給することにより、高年齢者の雇用機会の拡大を図る。</p> <p>補助額 対象労働者1人につき40,000円 支給額実績（H14） 0円</p>		合併時に一宮市の制度に合わせる。
2、障害者特別雇用奨励金	<p>公共職業安定所の紹介により、市内在住の障害者（身体障害者、知的障害者又は精神障害者）を常用労働者として雇い入れた事業主に対して、障害の程度により奨励金を支給することにより、障害者の雇用機会の拡大を図る。</p> <p>補助額 障害の程度により 重度障害者 6,000円 中度障害者 5,000円 軽度障害者 4,000円 （雇用された翌月から最長60ヶ月）</p> <p>支給額実績（H14） 5,527,000円 重度障害者 27人 中度障害者 39人 軽度障害者 33人</p>	<p>公共職業安定所の紹介により、本市の住民基本台帳に記載されている障害者（身体障害者又は知的障害者）を常用労働者として雇い入れた事業主に対して、障害の程度により奨励金を支給することにより、障害者の雇用機会の拡大を図る。</p> <p>補助額 障害程度により 重度障害者 6,000円 中度障害者 5,000円 軽度障害者 4,000円 （雇用された翌月から最長60ヶ月）</p> <p>支給額実績（H14） 48,000円 軽度障害者 1人</p>		合併時に一宮市の制度に合わせる。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針																											
<p>3、高齢者職業相談室</p>	<p>高齢者が仕事に従事する機会を与え、高齢者の生活の安定を図り、健康で明るい生活が送れるようにするために国が相談室を設置し、2名の選任相談員が55歳以上の高齢者を対象に職業相談、求人相談を行う。市では部屋の提供（おもいやり会館内）および電話料の負担をしている。</p> <p>日時 毎週月～金曜日 （祝日、12月28日～1月3日を除く）</p> <p>場所 おもいやり会館 4階</p> <p>実績（H14）</p> <table border="1"> <tr><td>求職</td><td>新規</td><td>671人</td></tr> <tr><td></td><td>再来</td><td>1,904人</td></tr> <tr><td></td><td>紹介</td><td>235人</td></tr> <tr><td></td><td>就職</td><td>86人</td></tr> </table>	求職	新規	671人		再来	1,904人		紹介	235人		就職	86人	<p>高齢者の雇用を確保し、就業の機会を拡大することにより、高齢者の雇用の安定及び福祉の増進を図るため、2名の選任相談員により55歳以上の高齢者を対象に職業相談を行う。</p> <p>市では、相談室及び相談員の報酬を負担している。</p> <p>日時 毎週月～金曜日 （祝日・12月28日～1月3日を除く） 午前10時～午後3時 （正午～午後1時までを除く）</p> <p>場所 市役所 1F 高齢者職業支援室</p> <p>実績（H14）</p> <table border="1"> <tr><td>相談件数</td><td>2,988件</td></tr> <tr><td>紹介件数</td><td>300件</td></tr> <tr><td>成立件数</td><td>116件</td></tr> </table>	相談件数	2,988件	紹介件数	300件	成立件数	116件	<p>一宮市おもいやり会館内相談室勤務職員1名をハローワークにお願いし、高齢者を対象に職業相談を依頼している。町では部屋の提供および電話料の負担をしている。</p> <p>日時 毎月第1・3火曜日 （祝日を除く）</p> <p>場所 役場第1相談室</p> <p>実績（H14）</p> <table border="1"> <tr><td>求職</td><td>新規</td><td>54人</td></tr> <tr><td></td><td>再来</td><td>100人</td></tr> <tr><td></td><td>紹介</td><td>7人</td></tr> </table>	求職	新規	54人		再来	100人		紹介	7人	<p>合併時に一宮市の制度に合わせる。ただし、会場は2市1町現状のままとする。</p>
求職	新規	671人																													
	再来	1,904人																													
	紹介	235人																													
	就職	86人																													
相談件数	2,988件																														
紹介件数	300件																														
成立件数	116件																														
求職	新規	54人																													
	再来	100人																													
	紹介	7人																													
<p>4、勤労者福祉資金 融資預託金</p>	<p>勤労者に対する福祉金融の円滑化を図り生活環境の改善向上を促進する運用資金として、18,000千円を東海労働金庫に無利子で預託。</p> <p>融資条件 市内に居住し、融資後も居住しようとする勤労者で同一事業所に1年以上勤務し、かつ、当該事業所に引き続き勤務しようとする方。（生活環境の改善に必要な資金とする。ただし、投機的資金、借入金の返済資金、レジャー資金は除く。）</p> <p>融資内容 限度額 100万円 返済期間 5年以内</p> <p>実績（H14） 120件 106,110,000円 （H15.2月まで）</p>			<p>合併時に一宮市が実施していた制度を継続する。</p>																											

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
5、新就職者歓迎事業	<p>社会人としての第一歩を踏み出し、職場で頑張っている若い皆さんが 健全で明るく立派な職業人として育っていくための一助となるよう、市民とともに新社会人を歓迎する。</p> <p>・新社会人と市民のつどい「新就職者歓迎フェスタ2002」 開催日 5月5日(祝) 場 所 国営木曾三川公園 138タワ-パ-ク野外ステ-ジ 内 容 「INSPI & CHARCOAL FILTER ライブ」 参加者 2,500人 契約者 有限会社 ミューズ 契約金額 2,776,666円</p>	<p>新社会人としての第一歩を踏み出し、職場で頑張っている若い皆さんが 健全で明るく立派な職業人として育っていくための一助となるよう、尾西市労務会に事業委託をし新社会人を歓迎する。</p> <p>実績(H14) 内 容 ミュージカル 「瓶ヶ森の河童」 鑑賞券配布 平成14年9月16日開催 三岸節子美術館入場券 平成14年10月19日 ~12月1日開催 場 所 尾西市民会館 三岸節子美術館 参加人数 延べ58人 委託金額 152,360円</p>		<p>合併時に事業を廃止する。(新就職者歓迎事業については廃止する。)ただし、一宮市の事業はリバーサイドフェスティバルの主要な集客事業となっているので、開催内容等を変更して実施の可能性はある。</p>
6、消費生活講座事業	<p>衣・食・住と暮らしに必要な法律問題等を中心に講座を開催。</p> <p>・会場 一宮スポーツ文化センター ・開催日 年間12回(毎月1回) ・受講者年間2,035人 (月平均170人) ・講師謝礼(予算額) 18,000円×12回=216,000円 4月から10月までの全出席者のうち希望者36名で社会見学を実施。</p>	<p>衣・食・住と暮らしに必要な法律問題等を中心に講座を開催。</p> <p>・会場：尾西市文化会館 ・開催日 年13回(前期9回・後期4回) ・受講者 延べ280人 1講座平均 22人 ・講師謝礼(予算額) 10回 139,000円 前期・後期各1回社会見学を実施</p>	<p>消費者の保護育成をはかり消費生活の向上を図るため必要な知識を習得するために講座を開催。</p> <p>・会場 木曾川町役場 ・開催日 H14年7月19日 ・受講者 24人 ・講師謝礼 なし</p>	<p>合併時に一宮市の制度に合わせる。ただし、受講者が増加すると開催方法などの見直しは必要である。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
7、消費生活展	<p>消費生活フェアの開催業務 会期 平成15年2月21～23日 会場 一宮スポーツ文化センター 参加団体 18団体 主な内容 消費者団体の研究発表 消費者へ向けて事業所・ 行政より啓発 事業費 1,500,000円</p> <p>・消費生活研究コーナー委託業務 委託内容 消費生活に関する調査 研究をフェアで発表 委託期間 平成14年12月2日～ 平成15年3月28日 委託先 ぐらしの研究コーナー実行 委員会 委託金額 150,000円</p>	<p>尾西市消費生活展 日時：平成14年11月10日（日） 会場：尾西市民会館 参加団体：7団体 主な内容：消費者団体の研究発表 参加団体PR 消費者行政啓発PR フリーマーケット 事業費 690,060円</p> <p>・消費生活研究展示委託業務 委託内容 消費生活に関する調査 研究を生活展で発表 委託期間 平成14年11月10日 委託先 びさい消費生活学校 委託金額 50,000円</p>	<p>木曾川町消費生活展 会期 平成14年10月26日・27日 会場 木曾川町中央公民館 協賛団体 14団体 主な内容 消費者団体の研究発表 消費者へ向けて事業所・ 行政より啓発 事業費 1,184,551円</p>	<p>各市町の現行事業を新しい事業に統合する。 新市において開催場所、開催方法を見直し新しい生活展として開催する。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

経済環境部会 商工観光分科会

協議項目	勤労者、消費者関連事業		
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	西東京市	H13.1.21	消費者センターを拠点として、一元化の方向で調整する。
	さいたま市	H13.5.1	勤労者・消費者関連事業については、引き続き勤労者の支援及び消費者保護の観点から施策等の推進に努めるものとする。
	田原市	H15.8.20	「勤労者・消費者関連の各種事務事業については、田原町の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両町の実態に合わせ調整を行うものとする。」

合併協議会・各小委員会開催日程（案）

資料 15

	合併協議会	新市建設計画 作成等小委員会	総務文教小委員会	厚生小委員会	経済環境小委員会	建設小委員会
平成15年 11月	11月13日(木) 15:00～ 尾西市商工会館3階 研修大ホール	11月28日(金) 9:30～ 一宮地場産業ファッション デザインセンター2階 第1会議室	11月26日(水) 14:00～ 一宮地場産業ファッション デザインセンター2階 第1会議室	11月25日(火) 14:00～ 尾西市役所2階 大会議室	11月21日(金) 14:00～ 木曾川町役場3階 大委員会室	11月19日(水) 14:00～ 木曾川町役場3階 大委員会室
12月	12月25日(木) 14:00～ 尾西市商工会館3階 研修大ホール	12月22日(月) 15:00～ 一宮地場産業ファッション デザインセンター2階 第1会議室	12月19日(金) 15:00～ 一宮地場産業ファッション デザインセンター2階 第1会議室	12月18日(木) 15:00～ 一宮地場産業ファッション デザインセンター2階 第1会議室	12月10日(水) 15:00～ 木曾川町役場3階 大委員会室	12月18日(木) 9:30～ 一宮地場産業ファッション デザインセンター2階 第1会議室
平成16年 1月	1月28日(水) 14:30～ 木曾川町役場2階 中央公民館講堂	1月23日(金) 9:30～ 一宮地場産業ファッション デザインセンター2階 第1会議室	1月23日(金) 15:00～ 一宮地場産業ファッション デザインセンター2階 第1会議室	1月22日(木) 15:00～ 一宮地場産業ファッション デザインセンター2階 第1会議室	1月22日(木) 9:30～ 一宮地場産業ファッション デザインセンター2階 第1会議室	1月19日(月) 14:00～ 木曾川町役場3階 大委員会室
2月 (3月)	3月3日(水) 14:00～ 尾西市商工会館3階 研修大ホール	2月18日(水) 9:30～ 一宮地場産業ファッション デザインセンター2階 第1会議室	2月25日(水) 14:00～ 一宮地場産業ファッション デザインセンター2階 第1会議室	2月19日(木) 14:00～ 尾西市商工会館3階 研修大ホール	2月16日(月) 14:00～ 木曾川町役場3階 大委員会室	2月16日(月) 9:30～ 木曾川町役場3階 大委員会室

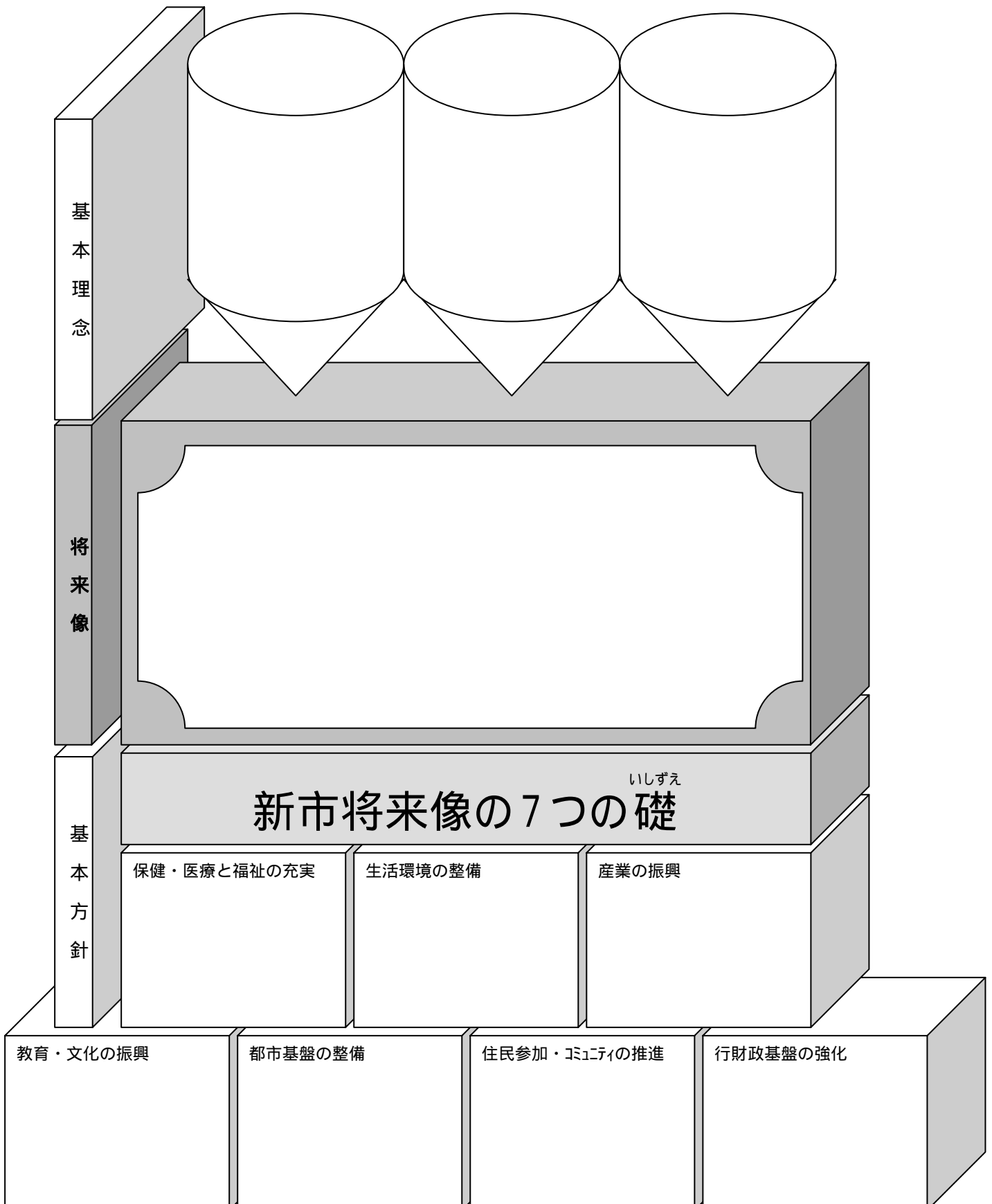
新市建設計画策定に向けて

一宮市・尾西市・木曾川町

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

3 新市建設の基本方針

新市の将来像の体系図



(1) 基本理念

基本
理念

安心

住民や地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、それに伴う行政サービスの高度化・多様化へのニーズも高まっています。

なかでも、少子・高齢化の進展、ライフスタイルの多様化に伴い、保健・医療・福祉をはじめとした各種行政サービスや生活環境の充実がより一層求められています。

さらに、モータリゼーションの進展に伴う交通災害や地震など大規模自然災害の危険性の高まりなど、様々な不安を払拭するため、ハード・ソフトにわたって、いわゆるセーフティネットを幅広くはりめぐらせる必要があります。

暮らし、産業活動など幅広い分野にわたり、安心して諸活動が展開できる地域づくりを目指します。

元気

長引く産業経済活動の低迷や、間近に迫った人口減少時代など、社会全般に閉塞感が広がる中、地域の活力を高めながら、長期にわたり地域間競争を生き抜くことのできる足腰の強い地域づくりが求められています。

とりわけ、繊維産業を中心とした産業構造の高度化や新産業の創出、雇用の確保など地域の産業経済活動全般に活力を取り戻すことはこの地域の喫緊の課題であり、新しいまちづくりを進める中で、重点的に取り組んでいく必要があります。

また、当地域は、古くから交通の要衝にあり、最近では、高速交通基盤の整備充実が図られるなど、広域交通条件が高まるとともに、域内では、一宮駅周辺を中心とした放射状の鉄道・道路網も充実するなど、交通結節性が極めて高く、この好条件を生かした活発な交流が展開される地域づくりが求められます。

住民、企業などこの地域に関わりを持つ全ての主体が元気に活動できるまちづくりを目指します。

協働

価値観の個性化・多様化とともに、あらゆる分野において、多様な地域づくりが求められています。

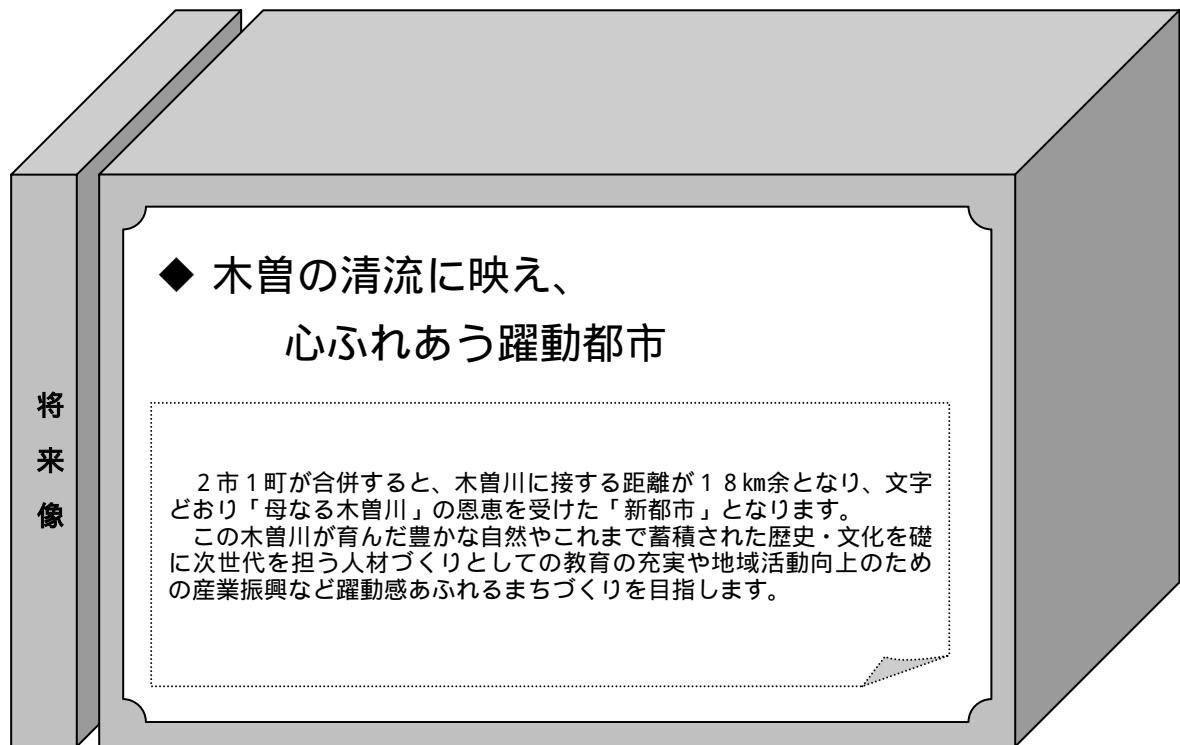
とりわけ、住民意識や社会貢献意欲の高まりを背景に、NPO、ボランティアなど住民が主体的に地域づくりに関わるケースや、生き生きとした活動を求め、積極的に地域社会に関わるケースなど、地域社会における住民、企業など市民の役割や責任がより一層大きなものになっています。

一方、行政においても、少子高齢化や環境意識の高まり、さらに地方分権のうねりなど、社会を取り巻く大きな変化に的確に対応できる地域づくりを進めるため、市民の多様な参加機会が確保された開かれた施策運営が求められています。

こうした状況を踏まえ、これからは、あらゆる地域づくりの分野にわたって、市民・行政が良好で緊密な連携のもと、互いに協力し合いながら様々な取組みを進めていくことが必要です。

市民と行政が協働による、きめ細やかなまちづくりを目指します。

(2) 新市の将来像



(3) 基本方針

いしずえ	
新市将来像の7つの礎	
<p>保健・医療と福祉の充実 健やかでいきいきと暮らせるまちづくり</p>	<p>少子高齢化がますます進行する中、人々が健康増進を図り、生涯を通じて、安心していきいきと暮らせるまちづくりを実現します。</p>
<p>生活環境の整備 自然と共生する快適なまちづくり</p>	<p>新市の北西を取り囲む木曽川がもたらす豊かな恵みを大切にしながら、快適で潤いに満ち安全なまちづくりを実現します。</p>
<p>産業の振興 たくましい産業が躍動するまちづくり</p>	<p>この地で蓄積された技術力等を最大限に活かしつつ、繊維産業をはじめとした既存産業の高度化を行うとともに、新規産業の創出やブランド力の強化を図り活気に満ちたまちづくりを実現します。</p>
<p>教育・文化の振興 個性を育む教育・文化のまちづくり</p>	<p>未来を担う個性ゆたかな子どもたちを育てることができるまちづくり、そして市民一人ひとりが自由に学び、楽しむことができる生涯学習・生涯スポーツなど自己実現の機会豊かなまちづくりを実現します。</p>
<p>都市基盤の整備 活発な交流が生まれる魅力あるまちづくり</p>	<p>広域交通の結節点というポテンシャルを活かしつつ、尾張地域の中核都市にふさわしい、広く人・モノ・情報が集まり、交流するまちづくりを実現します。</p>
<p>住民参加・コミュニティの推進 市民と行政の協働が織り成すまちづくり</p>	<p>市民と行政とのパートナーシップや、NPOなどの住民組織の活躍による市民参画など、市民と行政が共に力を合わせたまちづくりを実現します。</p>
<p>行財政基盤の強化 分権時代に生きる自立したまちづくり</p>	<p>合併を機に強力に行財政改革を推進しつつ、地方分権の時代に対応した行財政基盤の確保、足腰の強化を図り、健全で自立したまちづくりを実現します。</p>

基本方針

「新市建設計画策定に向けて」

協議附属資料

< 公共施設の適正配置と整備 >

検討資料

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会
新市建設計画作成等小委員会

1 公共施設の現状と課題

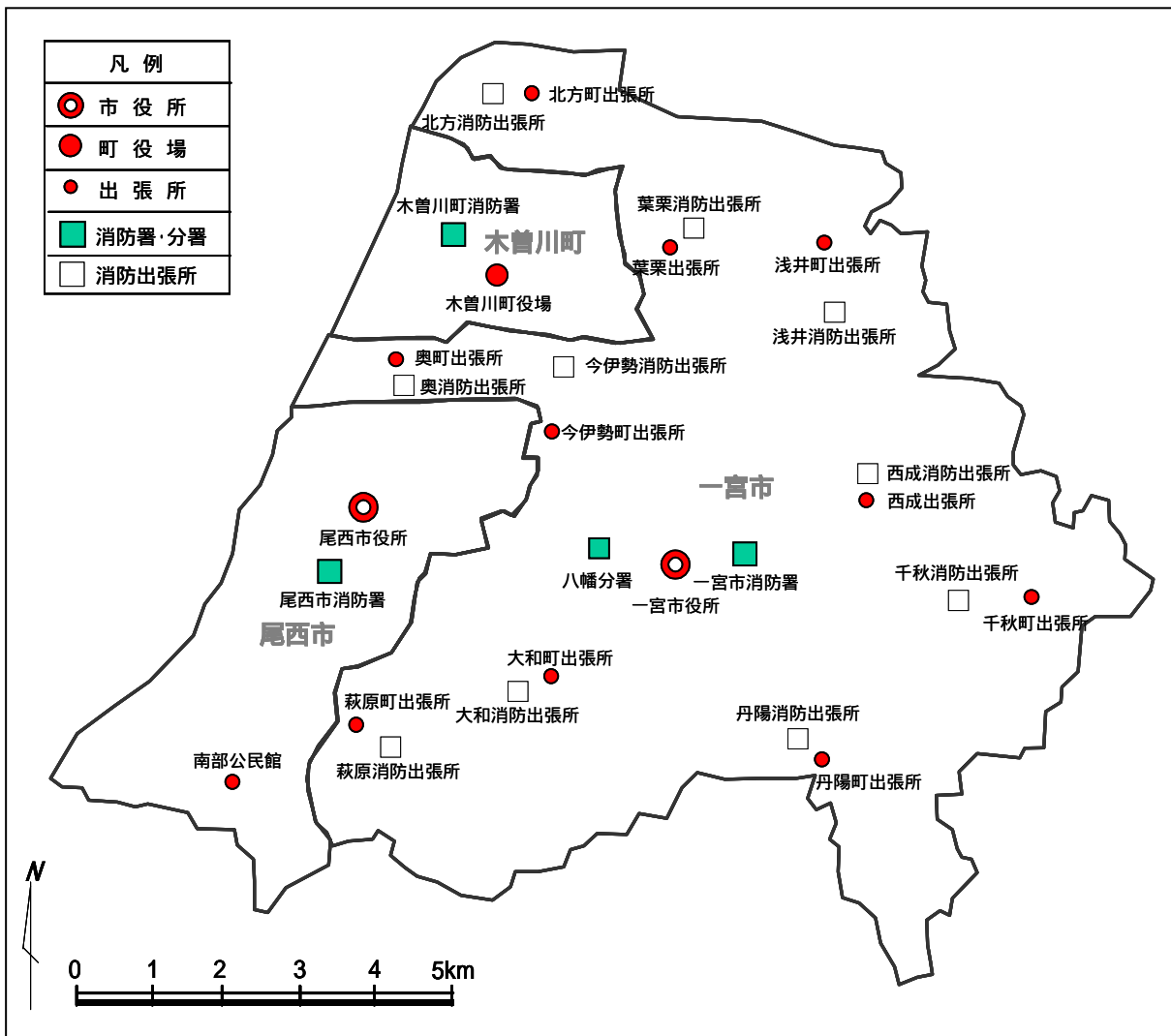
2市1町の公共施設について、公共施設状況調査（総務省調査）の対象施設を中心に各市町の部門別計画・資料なども勘案し、8つの分野ごとに整備・立地状況を整理した。

(1) 役所・役場、消防署

役所・役場庁舎は、2市1町の本庁舎のほか、一宮市に10ヶ所の出張所がある。また、消防署は、各市町消防本部・消防署のほか、1分署・10出張所が一宮市に配置されている。

これからの施設のあり方については、2市1町を一体的な生活圏と捉える中で、住民の暮らしとの近接性、必要不可欠なサービス水準の維持に十分留意しながら、最小の費用で最大のサービスを提供できる施設配置を検討していく必要がある。

役所・役場、消防署の立地状況



役所・役場、出張所における窓口事務の状況

平成15年4月1日現在

名 称	人口 (人)	出張所 職員数 (人)	取扱件数 ¹ (件)	窓口事務の取扱状況						
				全 事 務	住 民 基 本 台 帳	印 鑑 証 明	戸 籍 (附 票)	収 納	証 明 一 般	そ の 他
一宮市 本庁	56,600	-	260,744							
葉栗出張所	16,865	5	17,255							
西成出張所	37,435	9	35,993							
丹陽町出張所	24,155	6	29,080							
浅井町出張所	21,364	7	22,497							
北方町出張所	10,502	5	12,586							
大和町出張所	40,666	10	47,224							
今伊勢町出張所	25,161	7	24,271							
奥町出張所	12,673	5	15,674							
萩原町出張所	19,439	7	20,749							
千秋町出張所	16,912	6	20,469							
尾西市 本庁	58,864	-	86,601							
南部公民館		1	2,853							
木曾川町 本庁	32,126	-	46,771							

¹取扱件数は、「戸籍関係」「住民票関係(身分証明含む)」「印鑑証明」の合計(平成14年度)。

消防署・分署、消防出張所の状況

平成15年4月1日現在

名 称		消防職員 (人)	施設床面積 (㎡)	消防用自 動車(台)	担当区域	活動状況(件) (上段:火災 下段:救急)
一宮市	消防本部・本署	266	1,887.99	20	東部地区	152 8,308 (管外25件含)
	市民防災センター		849.09	-		
	千秋消防出張所		359.07	2		
	整備工場		147.51	-		
	西成消防出張所		215.45	1		
	葉栗消防出張所		356.45	4		
	浅井消防出張所		358.29	2		
	北方消防出張所		408.39	2		
	八幡消防分署		372.31	7	西部地区	
	奥消防出張所		240.18	2		
	今伊勢消防出張所		219.60	2		
	大和消防出張所		356.68	4		
	萩原消防出張所		297.78	1		
	丹陽消防出張所		219.60	2		
尾西市	消防本部・本署	66	2,290.05	17		市域全域
木曾川町	消防本部・本署	42	1,636.51	16	町域全域	17 864

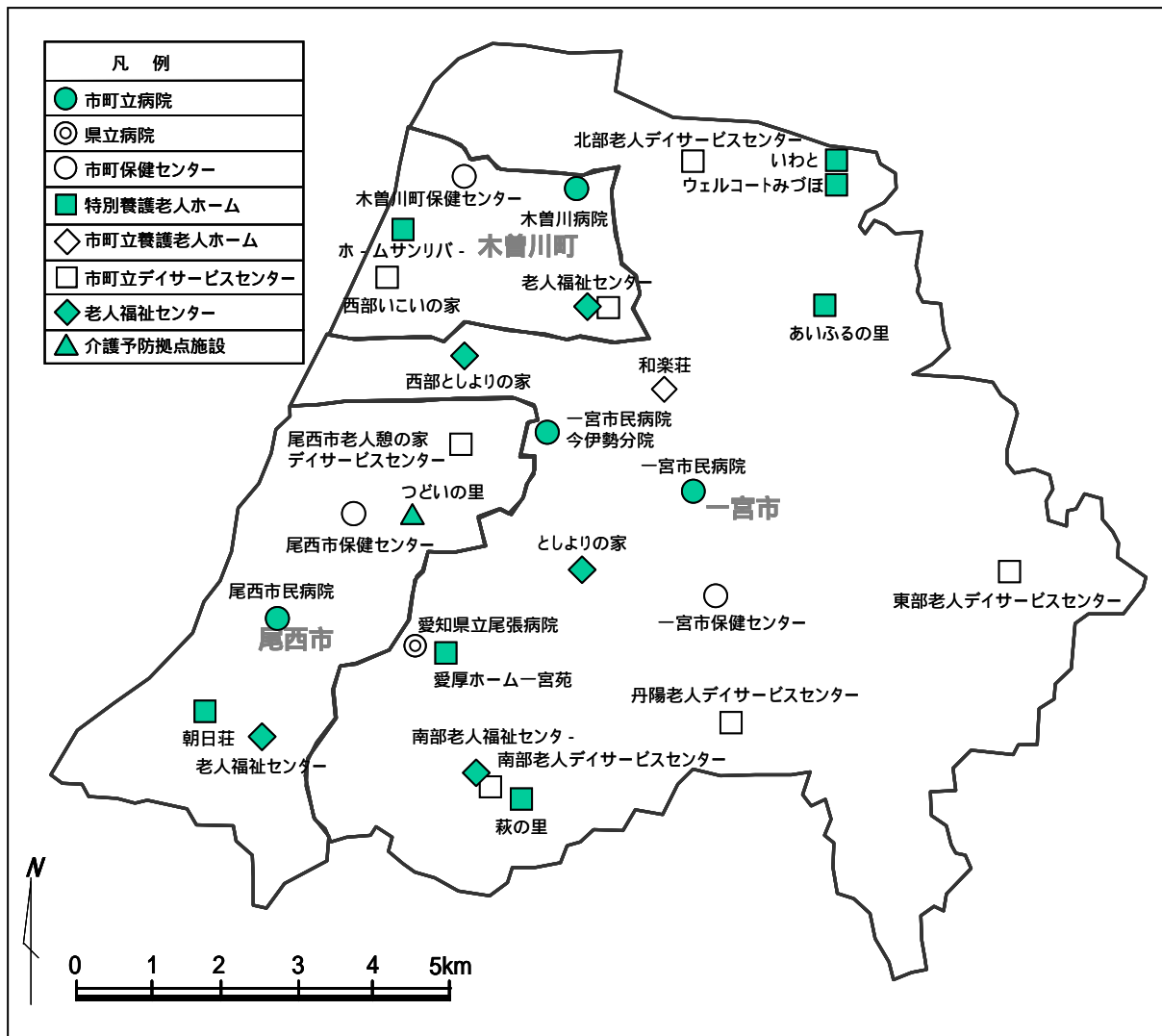
活動状況は平成14年度。

(2) 保健・医療・高齢者等福祉施設

医療施設は、市町立病院が4施設、県立病院が1施設である。また保健施設としては各市町に市町立保健センターがある。主な高齢者福祉施設は、特別養護老人ホームが7施設、デイサービスセンター7施設、老人福祉センター5施設が立地している。

今後の一層の高齢化に伴い、保健・医療・福祉の一体的なサービス提供が求められる中で、施設の連携と役割分担による効率的な保健・医療・福祉施策の展開と、サービス向上を図ることが期待される。

保健・医療・高齢者等福祉施設の立地状況



公立病院

平成15年4月1日現在

名 称	開院年月	職員数(人)	病床数(床)	患者数(人) (上段:入院 下段:外来)	診療科目							
					内科	外科	小児科	産婦人科	整形外科	消化器科	その他	
一宮市	一宮市立市民病院	S14.5	693	530	178,080 426,667							
	〃 今伊勢病院	S30.4	252	247	91,609 80,774							
	〃 休日救急診療所	S49.7	11	-	- 3,842							
	愛知県立尾張病院	S32.5	327	336	91,281 96,077							
尾西市民病院	S37.4	244	198	52,305 131,420								
木曾川町立木曾川病院	S25	104	138	44,148 97,640								

保健センターの状況

平成15年4月1日現在

名 称	開設年月	敷地面積(m ²)	延床面積(m ²)	主な施設・事業内容など
一宮市保健センター	S62.4	1,574	1,851	主な施設:機能訓練室、健康相談室、保健指導室、休日診療所が付帯 主な事業:健康相談、各種健康教育、栄養指導、予防接種、機能訓練等
尾西市保健センター	H9.4	¹ 2,981	616	主な事業:母子保健、基本健康診査、予防接種等 (内容に応じ、南部公民館、老人憩の家、地区公民館等を活用)
木曾川町保健センター	H9	3,961	1,896	基幹型在宅介護支援センターが立地。 保健長寿課が施設内にあり保健福祉連携が整う。

- 1 尾西市保健センターは、文化会館に併設(1階の一部および2階の一部を使用)のため、文化会館全体の敷地面積

主な高齢者等福祉施設の状況

平成15年4月1日現在

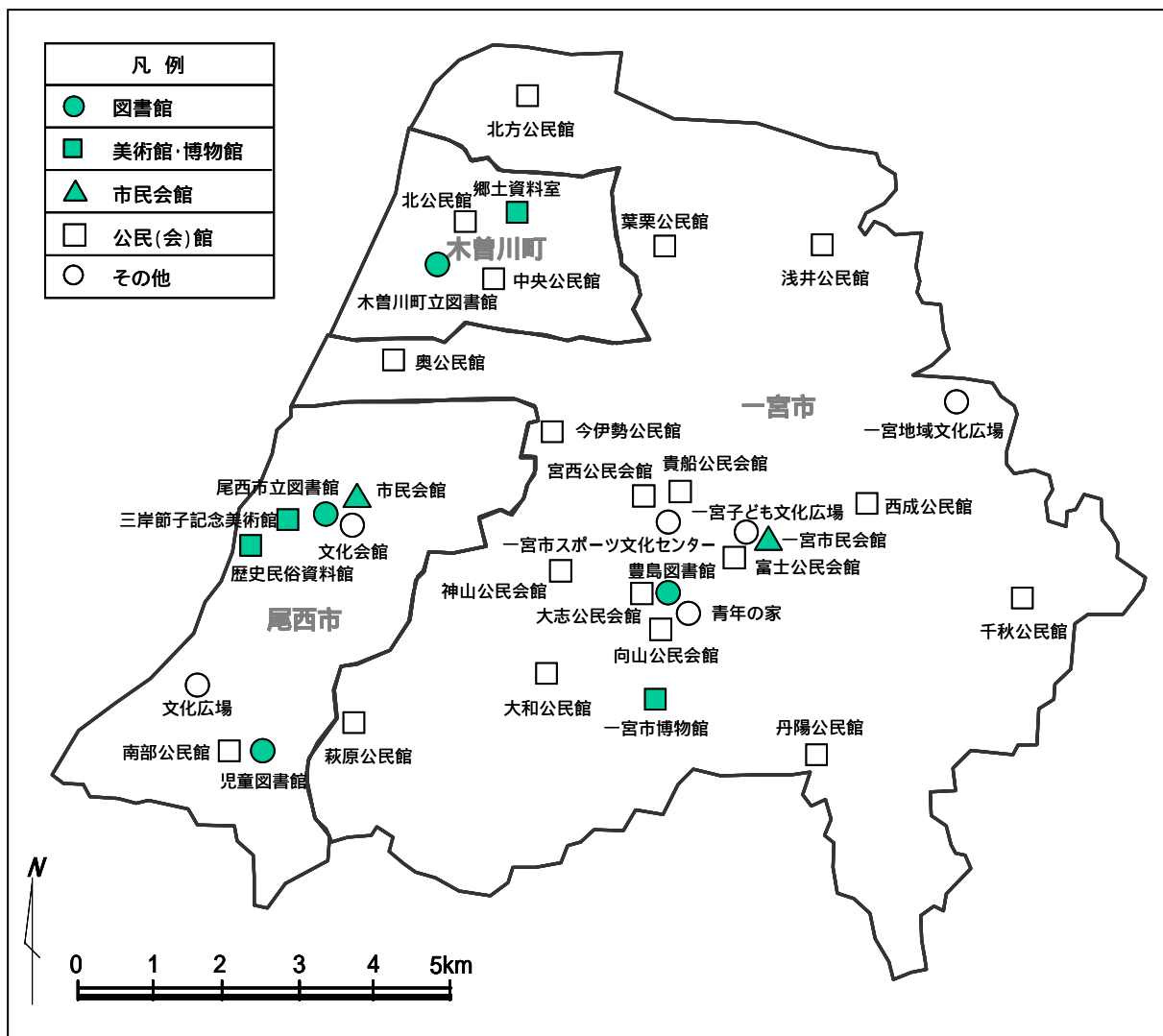
名 称		経営 主体	開設 年月	延床面積 (㎡)	定員 (人)	備考
一 宮 市	(特養)愛厚ホーム一宮苑	法 人	S52.11	2,917	100	
	(特養)あいふるの里	法 人	H2.6	2,894	80	
	(特養)ウェルコートみづほ	法 人	H8.4	5,668	80	
	(特養)萩の里	法 人	H13.4	6,639	100	
	(特養)いわと	法 人	H15.2	4,409	90	
	養護老人ホーム和楽荘	一宮市	S23.10	2,497	100	
	北部老人デイサービスセンター	法 人	H8.4	-	-	
	東部老人デイサービスセンター	法 人	H4.10	-	-	
	丹陽老人デイサービスセンター	法 人	H3.10	-	-	
	南部老人デイサービスセンター	法 人	H8.4	-	-	
	南部老人福祉センター	法 人	H8.4	1,630	-	
	としよりの家	法 人	S43.5	624	-	
西部としよりの家	一宮市	S58.4	840	-		
尾 西 市	(特養)朝日荘	法 人	H3.4	3,061	70	介護保険法による介護老人福祉施設
	老人福祉センター	尾西市	S43.5	474	-	設備：集会室、事務室、娯楽室、機能回復訓練室
	老人憩の家(デイサービスセンター併設)	尾西市	S49.6 (H8.4)	403	-	介護保険法による通所介護
	つどいの里	尾西市	H12.11	149	-	介護予防拠点施設
木 曽 川 町	(特養)サンリバー	法 人	H15.4	3,925	80	デイサービス付帯
	老人福祉センター	木曽川町	S58.5	1,464	-	
	西部いこいの家	木曽川町	H10.4	817	-	

(3) 生涯学習関連施設 (文化関連施設)

生涯学習関連施設のうち、文化関連施設は、図書館4施設、美術館・博物館が4施設、市民会館2施設、その他文化会館等が6施設がある。また、公民(会)館は、一宮市に16施設、尾西市には1施設、木曾川町には2施設が立地している。

これらの施設は、地域によっては、市町境がなくなれば最寄施設への距離が短くなり、利便性が高まる場合がある。また、すでに一部では2市1町住民の相互利用が行われている施設もあり、今後は相互利用による施設の利用活発化を図る一方で、地域全体としての施設水準とサービス提供のあり方を総合的に勘案し、施設の必要性を検討していく必要がある。

生涯学習関連施設(文化関連施設)の立地状況



生涯学習関連施設（文化関連施設）の状況

平成15年4月1日現在

名 称		開設年月	延床面積 (m ²)	平成14年度 利用状況 (人)	主な施設・事業内容等
一宮市	一宮市立豊島図書館	S41.4	(本館) 2,304	249,345	蔵書約39.9万冊、書庫、開架室兼 閲覧室、試視聴室、集会室、松降 書庫
	一宮市博物館	S62.11	4,670	19,926	展示ホール、展示室
	一宮市民会館	S49.5	8,328	204,810	ホール、会議室、屋外展示場
	スポーツ文化センター	S53.9	9,749	542,936	スポーツフロア、料理室、展示 室、会議室、研修室、トレーニン グ室、小ホール、音楽室、体育室、 剣道場、柔道場、卓球室、日本間
	一宮地域文化広場	S55.9	3,053	246,507	プラネタリウム、フィールドアス レチック、美術室、工作室、音楽 室、図書室、和室、研修室
	一宮子ども文化広場	H15.5	1,575	-	子ども読書広場、学習室、会議室、 整理室、資料室、多目的室、
尾西市	尾西市立図書館	S56.10	1,836	235,945	蔵書約21.5万冊、開架室、レファ レンス室、視聴覚室、学習室、開 架書庫
	児童図書館	S55.4	275	32,659	開架室、学習室、お話し室
	三岸節子記念美術館	H10.11	2,298	34,912	常設展示室、土蔵展示室、講義室、調 査研究室
	尾西市歴史民俗資料館	S61.4	1,291	24,305	展示室、収蔵庫、調査研究室、研修室
	尾西市民会館	S45	3,869	¹ 69,655	ホール、展示場
	尾西文化会館	S38.4	(敷)2,981	67,867	講堂、会議室、日本間
木曾川町	尾西文化広場	S57.4	(敷)5,272	13,427	ギャラリー、和室、テニスコート
	木曾川町立図書館	H13.4	(建物) 2,379	42,432	蔵書約6.4万冊、開架室、視聴覚室、 会議室、学習室、閉架書庫、展示 室
	郷土資料室	S52.11	(建物)480	690	管理室、資料室、収蔵室

1 尾西市民会館自主事業利用者のみ利用状況

公民（会）館の状況

平成15年4月1日現在

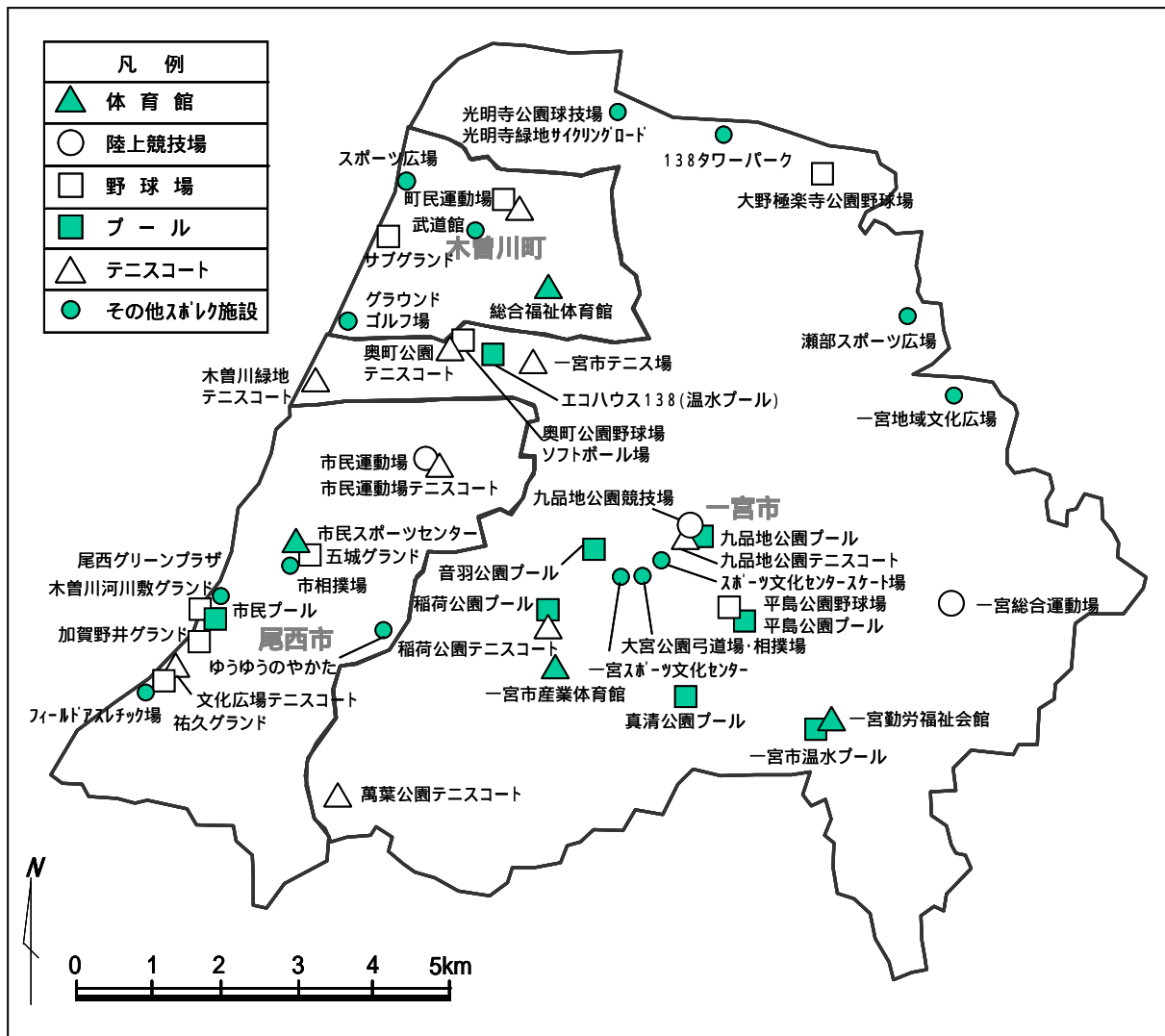
名 称	開設年月	面積(m ²)	平成14年度 利用人数(人)	主な施設	
宮西公民会館	S54.4	309	15,253	会議室(大・小)、和室	
貴船公民会館	S55.4	323	14,491	会議室(大・小)、和室	
神山公民会館	S55.4	317	24,679	会議室(大・小)、和室	
大志公民会館	S53.9	253	9,407	会議室(大・中・小)、和室	
向山公民会館	S55.4	317	27,665	会議室(大・小)、和室	
富士公民会館	S54.4	315	16,552	会議室(大・小)、和室	
葉栗公民館	S51.3	489	17,713	会議室(大・小)、和室、調理実習室	
西成公民館	H14.8	1,100	19,435	会議室(大・中・小2)、和室、調理実習室	
丹陽公民館	H3.6	1,056	12,178	会議室(大・中)、和室、調理実習室	
浅井公民館	S52.3	608	26,655	会議室(大)、和室、クラブ室、調理実習室	
北方公民館	S48.3	427	15,984	会議室(大・小)、和室、調理実習室	
大和公民館	S50.3	559	33,717	会議室(大・中・小)、調理実習室	
今伊勢公民館	S46.3	454	20,298	会議室(大・小)、和室、調理実習室	
奥公民館	H4.3	1,018	29,990	会議室(大・中・小)、和室、調理実習室、クラブ室	
萩原公民館	S53.7	979	21,365	会議室(大・中・小)、和室、調理実習室、図書室、クラブ室	
千秋公民館	S49.3	401	7,787	会議室(大・小)、和室、調理実習室	
尾西市南部公民館	H5.4	2,500	81,949	会議室(大・小)、和室2、料理実習室、視聴覚室、体育館、集会室兼学習室	
木曾川町	中央公民館	S51.7	1,507	35,931	研修室2、集会室、講堂、料理実習室、和室2、視聴覚室、図書室
	北公民館	S33.9	338	10,926	和室、板の間

(4) 生涯学習関連施設 (スポーツ・レクリエーション施設)

主な運動施設は、体育館4施設、総合運動場3施設のほか、野球場、プール、テニスコートなどが、2市1町の各所に点在している。また、各市町とも木曾川沿岸部には、スポーツ・レクリエーション施設が整備されている。

住民の健康増進、活力維持に果たすスポーツ・レクリエーション施設の役割は、ますます重要となる中で、地域住民の施設相互利用等により、利用促進化を図るとともに、少子化による利用者層の変化、ニーズの動向等も踏まえながら、より効率的な施設配置、運営を検討していく必要がある。

生涯学習関連施設 (スポーツ・レクリエーション施設) の立地状況



生涯学習関連施設（スポーツ・レクリエーション施設）の状況

平成15年4月1日現在

名称	開設年月	面積 (㎡)	施設概要等
一宮市温水プール	S59.1	(延)3,638	25mプール
一宮市産業体育館	S38.8	(延)3,920	競技場、会議室、和室
一宮総合運動場	S42.4	(延)1,304 (敷)177,845	陸上競技場、サッカー場、野球場、ソフトボール場、テニスコート、50mプール、25mプール、ゲートボール場、会議室
九品地公園競技場	S25.10	16,448	多目的グラウンド
九品地公園プール	S32.6	(敷)1,838	25mプール
九品地公園テニスコート	S25.10	2,750	テニスコート4面
平島公園野球場	S25.10	23,595	野球場
平島公園プール	S10.6	(敷)1,178	25mプール
大野極楽寺公園野球場	S42.4	50,669	野球場4面
奥町公園野球場	S39.4	15,400	野球場
奥町ソフトボール場	S39.4	7,700	ソフトボール場2面
奥町公園テニスコート	H14.4	1,300	テニスコート2面
エコハウス138	H13.4	(延)4,951	温水プール、エコ情報センター、トレーニングルーム、エコホール、体験学習室
音羽公園プール	S32.6	(敷)2,387	25mプール
稻荷公園プール	S31.6	(敷)1,907	25mプール
稻荷公園テニスコート	S31.4	1,700	テニスコート2面
真清公園プール	S32.6	(敷)1,600	25mプール
一宮市テニス場	H5.7	(敷)23,539	テニスコート、会議室、和室
木曽川緑地テニスコート	S46.4	1,900	テニスコート2面
萬葉公園テニスコート	H3.4	1,400	テニスコート2面
光明寺公園球技場 (光明寺緑地サイクリングコース)	H5.10	(敷)106,700	メイングラウンド、サブグラウンド、サイクリングロード、会議室、和室
138タワーパーク	H7.4	154,000	展望タワー、バラ園、迷路、野外ステージ
瀬部スポーツ広場	H8.8	10,246	多目的グラウンド
一宮地域文化広場	S55.9	(延)3,053 (敷)22,272	プラネタリウム、フィールドアスレチック、美術室、工作室、音楽室、図書室、和室、研修室
一宮スポーツ文化センター	S53.9	9,749	スポーツフロアー、料理室、展示室、会議室、研修室、トレーニング室、小ホール、日本間、音楽室、体育室、剣道場、柔道場、卓球室
一宮スポーツ文化センタースケート場	S61.10	1,643	スケートリンク(20m x 40m)
大宮公園弓道場	S28.10	341	弓道場、近的、5人立
大宮公園相撲場	S26.4	706	屋根付土俵、土盛スタンド
一宮勤労福祉会館	S59.12	6,098	講堂、小ホール、会議室、研修室、体育館(テニス、バレーボール、バスケットボール、バトミントン、卓球)

(続き)

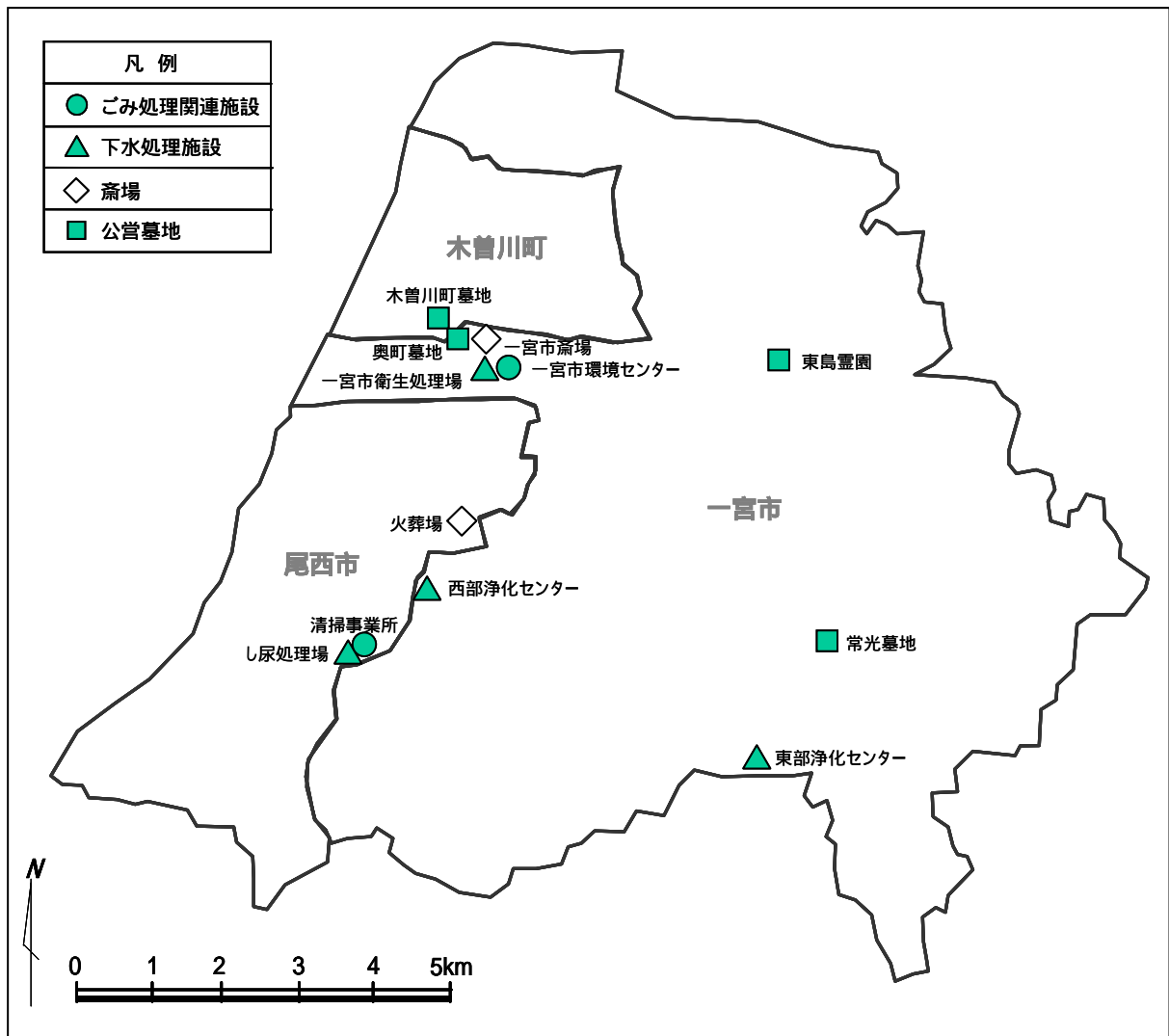
名 称		開設 年月	面 積 (m ²)	施設概要等
尾 西 市	市民スポーツセンター (五城グラウンド) (市相撲場)	S55.10 S42.3 S59.6	4,800 6,953 34	競技場、卓球場、剣道場、柔道場、トレーニング ルーム、会議室、グラウンド、土俵
	市民運動場 (市民運動場テニスコート)	S43.7	7,000	陸上競技場、テニスコート4面、ソフトボール 場
	木曾川河川敷グラウンド	S60.5	26,758	ソフトボール場
	加賀野井グラウンド	S54.6	6,200	野球場
	祐久グラウンド	S55.8	4,840	ソフトボール場
	市民プール	S48.6	(敷) 16,938	50mプール、25mプール、徒渉プール
	文化広場テニスコート	S57.4	(敷) 1,893	テニスコート3面
	尾西グリーンプラザ	S49.1	6,590 (敷) 21,309	多目的ホール、講堂、会議室、日本間、宿泊室、 体育室、レストラン、パターゴルフ
	ゆうゆうのやかた	H5.4	1,293	入浴施設、多目的ホール、和室、図書コーナー、 カラオケ室、陶芸棟
フィールドアスレチック場	S56.3	7,460	フィールドアスレチック場	
木 曾 川 町	総合福祉体育館	S58.5	5,749	競技場、卓球室、トレーニング室、会議室
	町民運動場	S51.4	11,585	野球場 (サッカー場、陸上競技場)、テニ スコート
	サブグラウンド	S41.11	24,500	ソフトボール場、野球場
	スポーツ広場	H14	5,481	サッカー場
	武道館	S54.4	732	柔道場、剣道場 (空手道場)
	グラウンドゴルフ場	H3.9	7,439	ゴルフ場

(5) 環境・衛生関連施設

環境・衛生関連施設の立地状況をみると、一宮市では奥町に、尾西市は市東部に、木曽川町は町南部に立地している。現状、広域での共同処理と単独処理が並存しているが、今後は、地域全体での総合的、効率的な処理を考えていく必要があり、施設整備についても地域全体を俯瞰しつつ、下水道の整備状況等を踏まえた検討が求められる。

またあわせて、ゴミの減量へ向けた取組みも積極的に進める必要がある。

環境・衛生関連施設の立地状況



環境・衛生関連施設の概要

平成15年4月1日現在

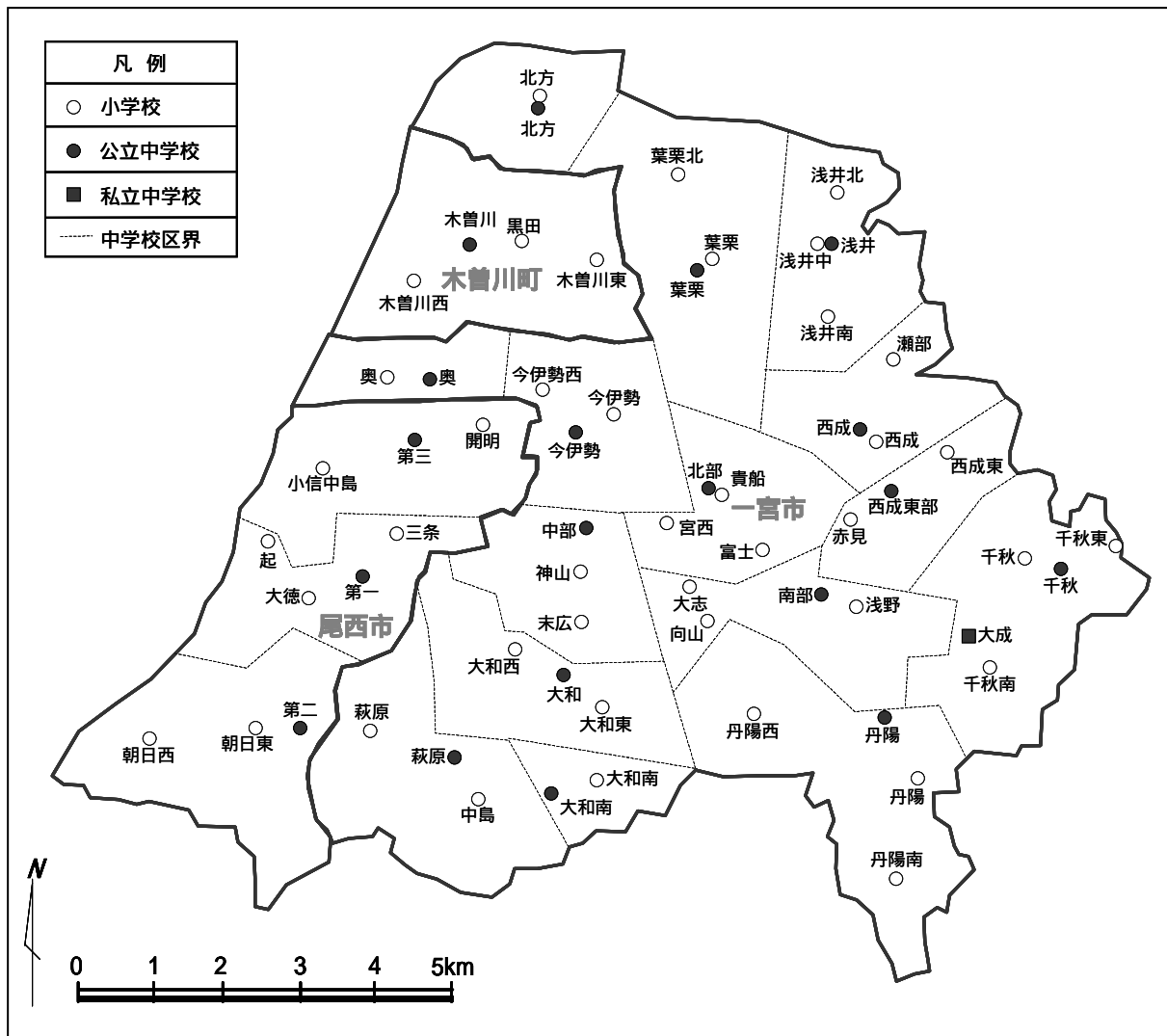
名称		開設年月	面積 (㎡)	施設概要等	
一宮市	一宮市環境センター	H10.3	(敷)41,354 (延)17,624 (工場棟)	工場棟(5F、地下2F)、計量棟、粗大ごみ処理施設、北館 (焼却能力450t/24h)	
	一宮市衛生処理場	S63.9	(敷)26,682 (延)4,034 (処理施設)	【標準脱窒素処理方式+高度処理(100kl/日)】	
	東部浄化センター	S35.11	(敷)28,181	ポンプ棟、沈砂池ポンプ棟、ブロワ棟、汚泥棟、汚泥焼却棟、管理棟…各1棟 水処理施設…12池 【標準活性汚泥法】	計画区域：1,196ha 計画人口：72,890人 計画処理能力： 54,100m ³ /日
	西部浄化センター	S39.2	(敷)16,810	汚泥処理棟、管理棟、ブロワ棟…各1棟 汚泥焼却炉…1基 水処理施設…3系列 【活性汚泥法】	計画区域：289ha 計画人口：26,170人 計画処理能力： 68,000m ³ /日
	一宮市斎場	S38.4	(敷)11,580 (延)955	火葬炉8、汚物焼却炉1、再燃焼炉9	
	常光墓地	S5.2	22,689	13,780区画、使用者数4,147人	
	奥町墓地	S11.12	4,708	951区画、使用者数868人	
	東島墓地	S13.12	16,224	2,919区画、使用者数2,572人	
尾西市	清掃事業所 (塵芥処理施設) (し尿処理場)	H3.4 S37.11	(敷)3,249 (延)2,422 (敷)4,690 (延)416	工場棟4F(地下1F)、準連続燃焼式焼却炉2 (焼却能力60t/16h) 【加温式嫌気性消化処理(54kl/日)】	
	火葬場	H10.3	(敷)1,744 (延)733	普通炉4、大型炉1、汚物炉1	
木曾川町墓地		S52.5	(敷)4,660	1㎡/区画で272区画。使用者数268人	

(6) 小中学校

2市1町の学校数は、小学校は42校、中学校は20校（私立1校含む）である。

今後の少子化進展への対応は、2市1町のみならず、重要な課題であるが、児童・生徒数の将来動向を見据えながら、合併メリットを踏まえた適正な学区のあり方を検討する必要がある。また、防災対策としての学校施設の改修整備に取り組んでいく必要がある。

小中学校の立地及び中学校区の状況



児童・生徒数、学級数

平成15年5月1日現在

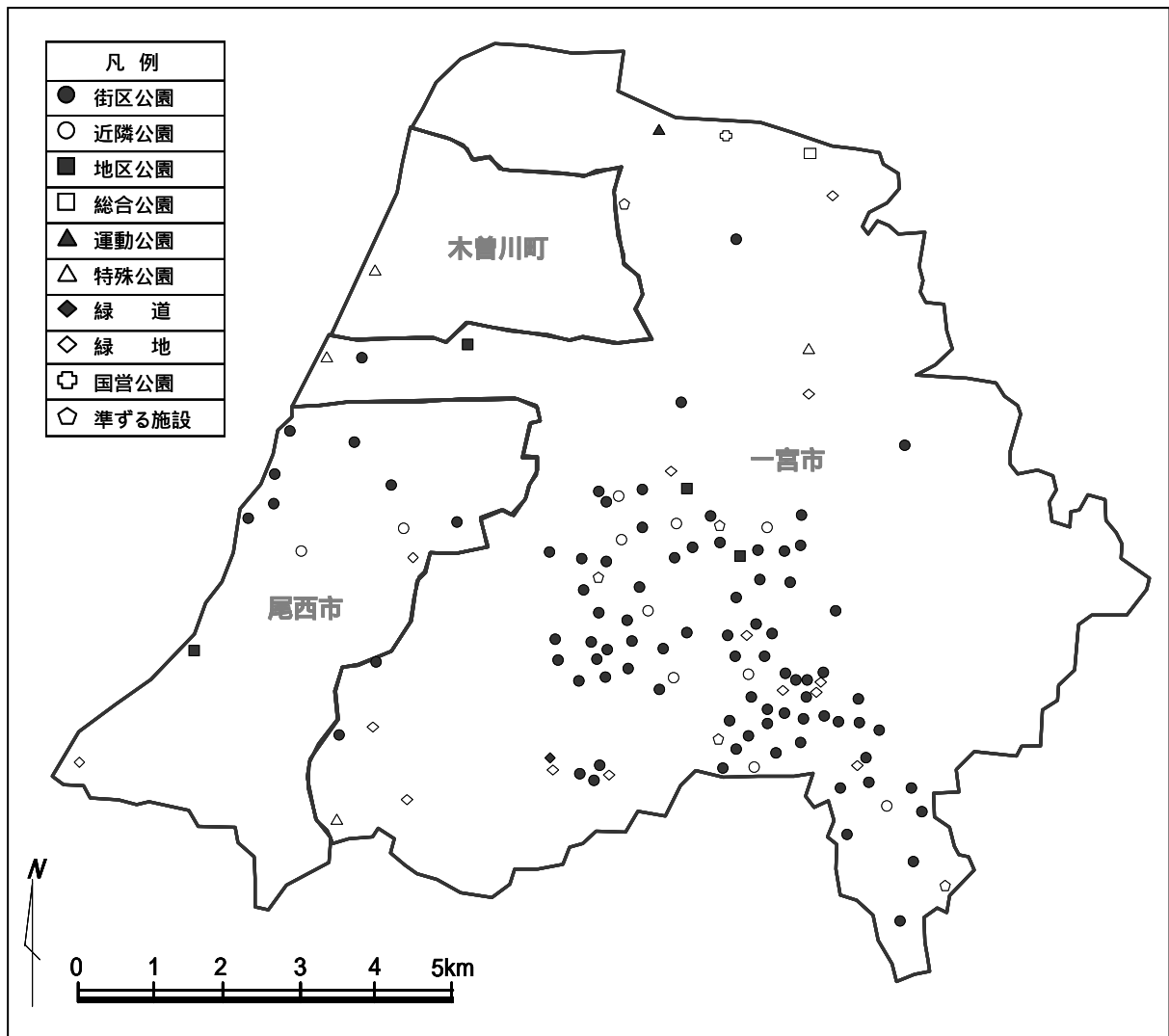
学校名		児童・生徒数 (人)	学級数 (学級)	学校名	児童・生徒数 (人)	学級数 (学級)
一 宮 市	宮西小学校	579	21	富士	592	20
	貴船	748	23	未広	645	22
	神山	1,055	33	西成東	311	14
	大志	203	8	今伊勢西	535	17
	向山	504	17	葉栗北	379	13
	葉栗	656	21	大和南	343	13
	西成	376	15	浅井中	430	13
	瀬部	500	18	千秋東	247	10
	赤見	273	11	北部中学校	687	22
	浅野	512	18	中部	742	22
	丹陽	460	17	南部	785	24
	丹陽西	853	27	葉栗	486	15
	丹陽南	262	12	西成	470	15
	浅井南	506	18	丹陽	663	19
	浅井北	368	14	浅井	676	20
	北方	605	20	北方	274	8
	大和東	786	25	大和	625	19
	大和西	616	21	今伊勢	697	20
	今伊勢	1,063	31	奥	398	13
	奥	752	25	萩原	637	19
萩原	779	25	千秋	486	14	
中島	400	14	西成東部	287	11	
千秋	508	19	大和南	175	6	
千秋南	294	11				
尾 西 市	起小学校	600	21	開明	515	18
	三条	847	27	大徳	573	19
	小信中島	583	21	第一中学校	802	23
	朝日東	443	16	第二	416	14
	朝日西	195	6	第三	547	17
木 曾 川 町	黒田小学校	572	20			
	木曾川東	550	20			
	木曾川西	635	28			
	木曾川中学校	958	30			

(7) 都市公園等

都市公園等は、一宮市に114箇所、尾西市に12箇所、木曽川町に1箇所立地している。数的には一宮市が大部分を占めているが、立地箇所は市内でも偏りがみられる。

都市公園等は、暮らしに身近な憩いと交流の場であり、快適な居住環境の創出と災害時の防災拠点としての役割を果たせるよう適正な配置を検討し、整備・充実を図っていくことが求められる。

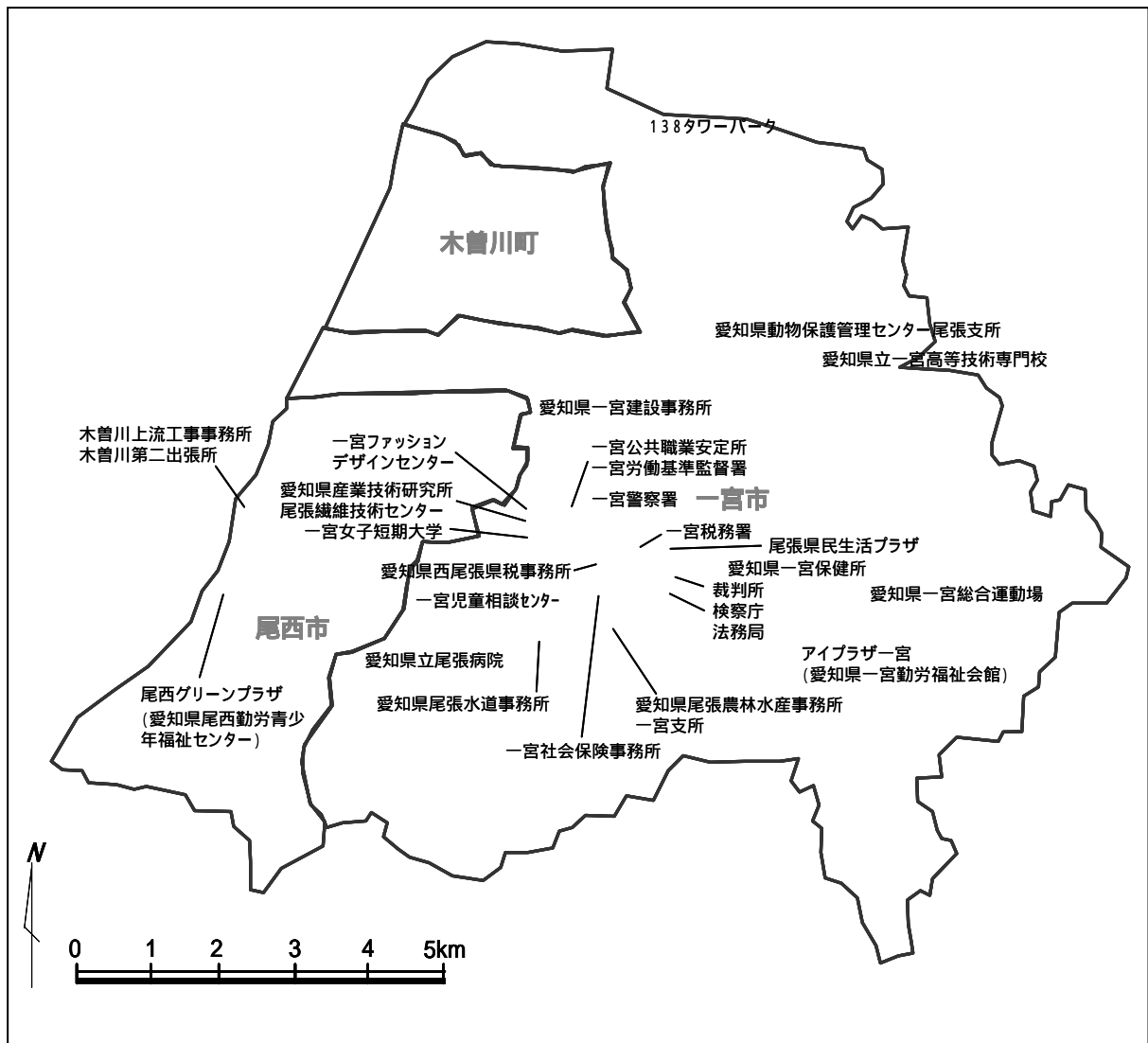
都市公園等の立地状況



(8) 国・県等の施設や大学

国・県等の行政関連施設は、尾張西部の中核都市として一宮市に多数立地している。また、木曽川河岸には、国・県のレクリエーション施設が立地し、地域の自然資源の豊かさを物語っている。大学は、一宮市に1校（短大）が立地している。

国・県等の施設や大学の立地状況



2市1町と県内類似都市との公共施設比較

項目		一宮市	尾西市	木曾川町	2市1町合計	比較都市						
						豊橋市	岡崎市	春日井市	豊田市			
市町道	実延長	m	1,737.895	374.231	189.304	2,301.430	3,448.884	1,866.670	1,192.434	1,535.356		
	改良済延長	m	987.027	252.842	115.458	1,355.327	1,892.483	1,130.947	987.336	1,135.111		
	改良率	%	56.8	67.6	61.0	58.9	54.9	60.6	82.8	73.9		
	舗装済延長	m	1,666.207	346.150	179.462	2,191.819	2,764.182	1,592.993	1,148.491	1,450.189		
	舗装率	%	95.9	92.5	94.8	95.2	80.1	85.3	96.3	94.5		
	歩道延長	m	172.605	47.679	17.316	237.600	322.001	260.635	336.764	418.918		
	歩道延長比率	%	9.9	12.7	9.1	10.3	9.3	14.0	28.2	27.3		
	人口1人当たり道路延長	m	6.2	6.4	5.9	6.2	9.3	5.4	4.1	4.3		
都市公園	箇所及び面積	箇所	114	7	1	122	336	197	229	141		
	人口1人当たり公園面積	m ²	4.9	2.5	2.2	4.3	9.4	10.1	10.4	11.3		
土地区画 整理事業	認可済	件数	13	0	0	13	26	37	47	27		
		面積	ha	1,111	0	0	1,111	1,727	1,666	3,272	1,075	
	うち換地処分済	件数	10	0	0	10	23	31	38	20		
		面積	ha	982	0	0	982	1,661	1,491	2,974	785	
街路事業	計画延長	m	9,082	7,298	20,850	37,230	37,357	50,435	33,587	12,813		
	実施済延長	m	8,839	7,006	11,670	27,515	36,976	49,190	33,587	12,444		
	実施済比率	%	97.3	96.0	56.0	73.9	99.0	97.5	100.0	97.1		
	公営住宅戸数	戸	2,008	627	77	2,712	4,092	2,787	670	2,025		
公営住宅	入居競争率	倍	4.1	4.1	0.0	-	4.0	4.0	8.2	2.2		
	人口千人当たり住宅戸数	戸	7.1	10.6	2.4	7.3	11.0	8.1	2.3	5.7		
上水道	給水人口	人	281,772	58,707	31,715	372,194	369,987	343,511	293,570	353,614		
	給水率	%	100.0	99.7	98.9	99.9	99.6	99.9	100.0	100.0		
下水道	処理区域人口	千人	92.56	0.00	0.00	92.56	259.59	166.60	173.27	157.56		
	下水道普及率	%	33.2	0.0	0.0	25.1	72.8	49.6	60.1	46.0		
	合併処理浄化槽処理人口	人	30,131	32,664	3,343	66,138	26,052	58,937	43,500	116,279		
	年間総収集量	t	123,222	18,177	12,805	154,204	139,889	120,913	119,417	130,739		
ごみ処理	収集	人口1人当たり収集量	kg	437.3	308.4	399.3	413.7	376.5	351.7	406.6	369.7	
		処理施設処理能力	t/日	246	62	0	308	499	331	475	646	
	処理	衛生処理量	t	102,401	16,071	10,035	128,507	131,841	117,193	115,479	106,670	
		衛生処理比率	%	83.1	88.4	78.4	83.3	94.2	96.9	96.7	81.6	
児童福祉施設	保育所	市町立	箇所数	箇所	35	11	8	54	5	30	28	43
			定員	人	4,840	1,390	930	7,160	570	4,570	3,320	4,635
			現在入所者数	人	4,516	1,363	826	6,705	615	4,234	3,443	3,937
		私立	専任職員数	人	485	150	89	724	103	478	456	511
			箇所数	箇所	12	1	0	13	50	18	7	7
			定員	人	1,635	80	0	1,715	7,620	2,717	1,165	1,165
	市町立母子生活支援施設	総定員	人	6,475	1,470	930	8,875	8,190	7,287	4,485	5,800	
		対象者数	人	6,161	1,464	817	8,442	8,528	6,935	4,442	4,454	
		入所比率	%	105.1	100.4	113.8	105.1	96.0	105.1	101.0	130.2	
		現在入所者数	人	64	0	0	64	0	49	37	0	
老人福祉施設	特別養護老人ホーム	箇所数	箇所	5	1	0	6	6	3	2	3	
		定員	人	450	70	0	520	470	260	217	300	
	市町立老人デイ・サービスセンター	箇所数	箇所	4	1	2	7	1	5	3	3	
		延面積	m ²	393	167	211	771	277	3,352	2,462	658	
	市町立老人福祉センター	箇所数	箇所	3	1	1	5	6	6	2	1	
		延面積	m ²	2,838	474	1,522	4,834	3,239	7,362	7,422	2,273	
	市町立老人憩の家	箇所数	箇所	7	1	2	10	2	0	15	0	
		延面積	m ²	3,983	236	1,218	5,437	324	0	3,086	0	
市町立介護老人保険施設	箇所数	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0		
	定員	人	0	0	0	0	0	0	0	0		

2市1町と県内類似都市の公共施設比較

項 目				一宮市	尾西市	木曽川町	2市1町合計	比較都市					
								豊橋市	岡崎市	春日井市	豊田市		
身障者	市町立在宅障害者デイ・サービス施設	箇所数	箇所	0	0	0	0	1	1	0	1		
		延面積	m	0	0	0	0	1,211	762	0	2,294		
保健医療施設	保健センター	箇所数	箇所	1	1	1	3	0	1	1	1		
		延面積	m	1,869	616	1,672	4,157	0	643	2,973	562		
	市町立病院	箇所数	箇所	2	1	1	4	1	1	1	0		
		病床数	床	813	198	138	1,149	910	650	556	0		
市町立診療所	箇所数	箇所	13	0	0	13	6	3	6	3			
	病床数	床	0	0	0	0	0	0	0	0			
教育施設	幼稚園	公立	箇所数	箇所	0	0	0	0	0	3	0	20	
			定員	人	0	0	0	0	0	480	0	4,155	
	私立	箇所数	箇所	21	3	2	26	30	19	23	13		
		定員	人	4,845	710	380	5,935	6,940	4,958	6,712	3,585		
	小学校	公立	学校数	校	32	7	3	42	52	42	38	52	
			学級数	級	586	128	68	782	761	715	562	759	
			うち特殊学級		44	11	4	59	47	55	34	58	
			児童数	人	17,140	3,756	1,992	22,888	22,847	21,330	16,584	21,601	
			1校当り児童数		536	537	664	545	439	508	436	415	
			屋内運動場設置学校	校	32	7	3	42	52	42	38	52	
プール設置学校			校	32	7	3	42	52	38	38	52		
公立中学校			校	15	3	1	19	22	18	15	20		
公立中学校	公立	学級数	級	247	54	30	331	335	327	232	323		
		うち特殊学級		25	4	2	31	16	25	15	23		
		生徒数	人	8,088	1,765	954	10,807	11,579	11,163	7,859	10,910		
		1校当り生徒数		539	588	954	569	526	620	524	546		
		屋内運動場設置学校	校	15	3	1	19	22	18	15	20		
		プール設置学校	校	14	3	1	18	22	16	15	20		
		その他の市町立施設	本庁舎	延面積	m	15,181	4,964	4,757	24,902	33,796	25,442	36,780	47,248
				箇所数	箇所	10	0	0	10	1	6	6	7
支所・出張所	延面積		m	2,077	0	0	2,077	2,518	576	1,364	1,354		
	箇所数		箇所	12	1	1	14	9	9	7	13		
消防署・出張所	箇所数		箇所	72	23	5	100	89	276	313	237		
	延面積		m	7,744	3,095	590	11,429	10,888	41,886	21,122	20,683		
公会堂・市民会館	箇所数		箇所	1	1	0	2	4	6	2	5		
	延面積		m	8,328	3,870	0	12,198	15,823	18,285	6,370	30,399		
公民館	収容定数		人	1,588	1,050	0	2,638	2,190	4,006	1,653	3,349		
	箇所数		箇所	11	1	2	14	73	7	5	20		
図書館	延面積		m	5,600	2,500	1,845	9,945	38,372	7,377	9,623	27,341		
	箇所数		箇所	1	2	1	4	2	1	1	1		
児童館	延面積		m	3,020	2,111	2,379	7,510	6,395	2,580	10,966	12,567		
	蔵書数(冊)		冊	399,344	215,415	63,849	678,608	839,334	462,960	646,059	1,079,813		
児童館	箇所数		箇所	16	4	3	23	1	1	2	2		
	延面積	m	5,261	1,670	1,334	8,265	952	409	2,179	698			
体育館	利用人数	人	294,979	115,592	65,989	476,560	390,020	92,298	155,919	15,618			
	箇所数	箇所	1	1	1	3	11	5	3	9			
陸上競技場	延面積	m	3,920	4,802	6,032	14,754	25,855	39,735	16,212	30,153			
	箇所数	箇所	1	1	0	2	1	0	0	1			
野球場	延面積	m	45,640	15,371	0	61,011	27,438	0	0	28,000			
	箇所数	箇所	7	2	2	11	5	1	7	2			
プール	敷地面積	m	101,233	13,153	36,146	150,532	91,303	30,703	157,651	33,870			
	箇所数	箇所	7	1	0	8	4	4	13	5			
プール	水面積	m	2,625	1,927	0	4,552	2,247	3,124	4,378	2,727			

2 公共施設の適正配置と整備の考え方

公共施設の適正配置と整備については、一体的、かつ効率的なまちづくり、市民サービスの維持・向上という観点から、地域コミュニティとの役割分担や、これまでの各地域の成り立ち、特殊性に留意しながら、各地域でバランスある配置となるよう検討することが必要である。

その際、市民生活に急激な影響を及ぼすことのないよう、各地域の住民の要望を十分踏まえるとともに、財政事情にも考慮しながら、計画的に進めていくことを基本とする。

なお、一宮市役所を本庁舎、尾西市役所及び木曽川町役場については、それぞれ尾西庁舎、木曽川庁舎とし、住民窓口サービスが低下しないよう十分配慮し、電算処理システムの統合やネットワーク化など必要な機能の整備を図る。

【参考資料：分庁方式を取り入れた市における

「公共施設の適正配置と整備」に関する記載の先進事例】

新市名	調整方針
千曲市	<p>公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性やバランス、さらには財政事情を考慮しながら逐次整備していくことを基本とする。</p> <p>学校、保育園等については、将来人口や地域の特性を考慮しながら今後のあり方を検討する。</p> <p>なお、新市庁舎の建設については、当分の間分庁舎方式とし旧市町庁舎を活用し、新市において、市民参加による審議会の設置など協議方法も含め検討する。</p> <p>また、旧市町庁舎について、市民窓口サービスの低下を招かないよう十分配慮し、必要な機能の整備を図る。</p>
瑞穂市	<p>新市の公共的施設については、一体的、かつ効率的なまちづくりの観点から、また、市民サービスの維持・向上という観点から、重複する公共的施設の統廃合を検討します。</p> <p>その際、各地域でバランスある配置となるよう、留意しますが、各地域コミュニティとの役割分担や、これまでの各地域の成り立ちや特殊性に留意しながら検討します。</p> <p>このような公共的施設の統合整備のあり方については、住民生活に急激な影響を及ぼすことのないよう、各地域の住民の要望を十分踏まえるとともに、新市の財政事情にも考慮しながら、検討していきます。</p>
東かがわ市	<p>公共的施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性や地域間のバランス、さらには財政事情等を考慮しながら、逐次、統合整備を図っていきます。統合整備の検討にあたっては、行財政運営の効率化はもとより、現公共的施設の有効利用・相互利用等を総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないよう配慮するものとします。</p> <p>なお、当面、白鳥町役場を新市の事務所として活用し、合併に伴い支所となる旧役場庁舎については、住民窓口サービスの低下を招かないよう十分配慮し、電算システムの統合など必要な機能の整備を図ります。</p> <p>また、3町が個別に設置している学校給食センターについては、施設の近代化、衛生面の向上等に対応するため、現状のサービスを低下させることがないよう、運営方法等を十分検討し、統合するものとします。</p>
西東京市	<p>地域で重複する公共施設については、市域全体のバランスを考慮し統合整備します。</p> <p>なお、統合整備にあたっては、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮します。</p>